



時報 しやりんけん

第 1 号
2008

南山大学社会倫理研究所

もくじ

ご挨拶 社会倫理研究所所長 丸山 雅夫 1

特 集

第1回社会倫理研究奨励賞	1
全体講評	加藤 尚武 2
最終候補論文講評	3
第1回社会倫理研究奨励賞受賞記念講演原稿	
神経倫理におけるスマートドラッグの問題とは何か、 またこれから何を問うべきか	植原 亮 4

学 界 報 告

「公正と平和」研究プロジェクト Symposium in La Trobe University	マイケル・シーゲル 8
第8回ヨハネス・メスナー記念国際シンポジウム	山田 秀 12
IMABE-Institut 医療人類学及び生命倫理研究所 in ヴィーン	山田 秀 14

活 動 報 告

2007年度懇話会・研究会報告	16
ワークショップ2007報告	山田 哲也 27

社 会 倫 理 の 道 標

スポーツ倫理に日本語で迫るための十五冊	林 芳紀 32
責任について思考するための十冊	山田 秀 36

研 究 所 活 動 記 録

平成19年度(2007年度)活動記録	40
研究所主要スタッフ研究業績	42
研究所主要スタッフに関わる学会・研究会・講演会・調査等の記録	44
南山大学社会倫理研究所スタッフ	46
編集後記	48

ご挨拶

社会倫理研究所所長 丸山 雅夫

南山大学社会倫理研究所は、研究所活動の報告や社会倫理をめぐる国内外の情勢等を伝えるための所報として、このたび『時報しゃりんけん』を創刊することになりました。すでに準備号で予告していましたが、これによって、従来の『社会と倫理』は学術雑誌としての性格をより鮮明に打ち出したものとなります。創刊号において、第1回社会倫理研究奨励賞の受賞者の決定をお知らせできることは、われわれ所員にとって大きな喜びです。本賞は、広い意味での社会倫理研究・実践に関わる若手の人材を発見・育成する（おこがましい言い方ではありますが）ことを目的に創設されました。まだまだ無名ではありますが、いずれは「社会倫理研究の若手の登竜門」と言われるよう、大きく育っていくことを期待しております。皆様のご支援をお願いする次第です。

また、本年度より、澤木前所長に代わり、私が所長を務めさせていただくことになりました。微力ではありますが、ご支援・ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

特 集

第1回社会倫理研究奨励賞

「社会倫理研究奨励賞奨励賞」とは、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して社会倫理研究所が授与する賞であり、2007年度に開始されました。

第1回の募集は、2006年12月1日から2007年11月31日までに日本語で公開された社会倫理に関する論文を対象として行なわれ、自薦・他薦あわせて19篇の応募がありました。そして、2007年2月20日、第1回社会倫理研究奨励賞選定委員会（構成員は下記表を参照）による厳正なる審査の結果、受賞論文は、

植原 亮「スマートドラッグがもたらす倫理的問題—社会と人間性—」（『UTCP 研究論集』第8号、37-54頁、2007年3月1日）

に決定致しました。

尚、最終審査に残った最終候補論文は以下の4篇です（順不同）。

小島秀信「エドモンド・パークのインド論—伝統文化主義の新天地—」

中川雅博「ロシア精神史における戦争道徳論の系譜について」

中里裕美「地域通貨の取引行為にみられる経済-社会の相互関係に関する一考察—社会ネットワーク論の視点から—」

山本由美子「フランスにおける出生前診断の現状と胎児理由によるIVGの危機—ペリユシュ判決その後—」

第1回社会倫理研究奨励賞選定委員会

加藤尚武【委員長】	鳥取環境大学名誉学長 / 東京大学特任教授	哲学・倫理学
山田哲也	椋山女学園大学 准教授	国際法・国際機構論
坂下浩司	南山大学人文学部 准教授	古代哲学史
川崎 勝	南山大学経済学部 教授	日本近代史・経済思想史
丸山雅夫	南山大学大学院法務研究科 教授	法学
山田 秀	南山大学社会倫理研究所 第一種研究員	法哲学
マイケル・シーゲル	南山大学社会倫理研究所 第一種研究員	神学・和解学
奥田太郎	南山大学社会倫理研究所 第一種研究員	倫理学・応用倫理学

全体講評

第1回社会倫理研究奨励賞選定委員会委員長 加藤尚武

論文の選考をしながら、私としては次のような自己流の論文執筆方針を考えついた。まったく個人的な意見であるが、参考にしてもらいたい。

1 [対象となる主題領域] 社会倫理の領域の論文には、現代社会で発生している社会的な問題を解決するための倫理的なシステムの構築に寄与するという条件がつく。経済倫理、生殖医療、エンハンスメント、フェミニズム、電子情報、地域通過、非行、ドラッグ、人間の安全保障、教育平等論というようなテーマは、「現代社会で発生している社会的な問題」に属すると評価していいと思う。すでに古典となっている著作やその思想家を主題とする論文、歴史的な事実の解明を求める論文、アンケート調査など社会意識の現状調査報告などに、社会倫理と直接につながるものを認めることは、やや困難になる。

2 [問題] 解決を必要とする倫理問題が明確に示されていないとてならない。たとえば「出生前診断にもとづく選択的人工妊娠中絶の正当化条件は何か」、「外国から侵略を受けた場合の自己防衛策としての戦争遂行の正当化条件は何か」「市場競争に政府が介入する目的は何か」というような無数の問題群のなかに我々は置かれている。「個人の行動に対して政府や公的な機関が介入できるのは、その行為が他者危害の可能性を含む場合に限り」という「他者危害原則」は、自由主義の根本原理を示したものであるが、「他者危害原則」そのものを否定したり制限したりする論点を出すというような場合を考えると、それは選択的人工妊娠中絶や正当防衛権の行使というような、直接的な倫理問題よりも論理的な次元が高くなる。自己決定権、幸福追求権、世代間倫理、スーパーエロゲーション、政教分離、人間の尊厳、人間の安全保障、国家の正当防衛権、社会福祉というような、社会倫理の原則を視野に入れた論文が、意外に少なかった。

3 [〈おける論文〉〈についての一考察〉〈差異論文〉は書くな] 〈おける論文〉というのは「スピノザにおける神の人格性の問題」とか「晩期ウェーバーにおける性と実存」とか、有名な思想家の名前や「室町期仏教界における漢詩の文化」というように、時代や特定の文化現象についての考察という体裁の論文である。はじめから特定の固有名詞にもたれかかって主題を限定しているので、視野は狭いが論証は緻密というイメージを狙っているが、不勉強をごま

かすために対象を限定しているだけの、二流以下の論文が多い。〈についての一考察〉というの、自分独自のセンシブルな視角の面白さを狙ったように見せて、実は独創的なセンスが何もないという論文のカモフラージュ的題名である。〈差異論文〉というのは「カントとヘーゲルにおける論理学認識の差異」というような比較論である。「カントとサド」のようにあつと人を驚かせて、中味ではじっくり読ませるといった名論文もあるが、どちらの思想家も十分には読みこなせない状態でこじつけの比較に逃げ込むという形が多い。現代社会で発生している社会的な問題に正面から挑戦するという姿勢が望ましい。

4 [他人の業績を盗むな] 翻訳の著作を読んで、引用するときには原文の出典だけを示すというやり方をする人がいる。まるで翻訳者という研究の先駆者は不在で、自分こそが日本で最初に翻訳したのだという見せかけを作り出す。日本で定評のある誤訳というとロールズ『正義論』、クーン『科学革命の構造』、ハバースマスのコミュニケーション論、ルーマンの諸著作、ハイデガーの技術論などがある。またヘーゲル、ハイデガー、アドルノ、デリダなどは、翻訳で読んでも分からないことが多い。もしも自分が本邦初訳だと思いで訳文を自力で作った場合でも、先行訳があるかないかを調べるべきであり、それと照合すべきである。引用の際には「出典明記」の原則を守らないと著作権法違反になる可能性がある。

5 [サーベイから書き出すべきである] サーベイというのは、学説・意見の類型を集めた記述である。たとえば「代理懐胎には、ドイツ・フランスで採用されている絶対的禁止説と、イギリスで制度化されている制限的許容説と、アメリカの一部の州で行われている自由化説とがある」という代理懐胎に対する学説・意見を並べる記述である。そこから更にそれぞれの立場の根拠や文化的歴史的背景などを書き足す。次に、どの学説を採用すべきかの根拠、比較を可能にするデータなどを示す。そして結論を導き出す。しかし、結論でサーベイに挙げた主張の修正を行うという場合もある。たとえば「代理懐胎の絶対的禁止説の立場では、代理懐胎依頼者（精子と卵子の提供者）と子どもとの養子縁組をも禁止するという措置が支持されているが、絶対的に禁止するが、もしも子が出生したら養子縁組を許容するという立場が採用さ

れるべきである」というような論述もある。たとえば戦争についてのある思想家の学説を紹介するばあいに、「戦争は必要悪」というサーベイの学説類型から一步も出ないような内容を紹介するのであれば、特に引用したり、紹介したりする価値がない。そういうタイプの枠をはみ出すような独創的な視点に光を当てて、それをさらに掘り下げていくという姿勢が望ましい。

6 [無責任な思いつきの結論は出すな] 価値観の対立という状況は社会倫理の問題では、ほとんどつねに発生する。貧者を救済せよ VS 個人の自助努力に委ねよ。人間の尊厳を守れ VS 個人の幸福追求権を承認せよ。性別という自然的差異を受け入れよ VS 女性は母・妻という役割のくびきを社会的に負わされている。倫理は知であるから教育が可能である VS 倫理は実存的決断であるか

ら教育不可能である。こうした対立について、価値の多元性という視点を導入すれば解決がつく、一神論ではなくて多神論で解決すべきだという意見の型がある。「法は聖人時所位に応じて事の宜しきを制作したまえり」という熊沢蕃山の言葉は、一応道徳の多元性と一元性を統合する文脈のなかにおかれているが、「時代」、「地理的場所」、「社会的地位」に応じて法は変化するという多元論である。他方「正義とは同一の状況では同一の措置をとるべし」という要求である」という観点もある。価値の多元性の導入が何を意味するかということには、解き明かされねばならない難問がつきまとっている。その難問の深さが分からないで、価値の多元性を語ることは控えた方がいい。少なくともまず普遍化可能性を追求すべきだろう。■

最終候補論文講評

小島秀信「エドモンド・パークのインド論—伝統文化主義の新天地—」

冷戦体制崩壊後の国際秩序のあり方を巡っては、様々な議論が行われている。その一つのアプローチとして、かつての《帝国・植民地》関係を下敷きにした議論がある。本論文もその系列に属するものであり、パークによるヘースティングス批判を題材に、今日の反多元主義的世界をパークが描こうとした世界秩序の観点から検討することを試みた序論的考察である。この問題設定が持つ今日性は高く評価されるべきであり、筆者の次なる展開が期待される作品であるとの評価が多かった。他方で、パーク自身も（イギリス）帝国主義そのものを否定していたわけではない以上、その「多元主義」性には一定の限界があるのではないかと、また、パークは膨大な著作・論稿を残している一方、常に一貫した姿勢で執筆したというより、ジャーナリスティックな一面も持ち合わせていることを考えれば、「パークの思想」をどのように画定するかという問題点があるのではないかと、という指摘もあった。（山田哲也）

山本由美子「フランスにおける出生前診断の現状と胎児理由によるIVGの危機—ペリシュ判決その後—」

本論文は、2000年のペリシュ判決を契機として問題が顕在化した、出生前診断と胎児の「異常」を理由とする人工妊娠中絶をめぐるフランスの現状を紹介し、わが国への問題提起を意図したものである。その点で意欲的なものであり、大学院博士前期課程に在学中の若手の論稿としては良くまとまっていると評価できる。他方、わが国の生殖医療分野における法的議論にほとんど言及するところがなく、「生殖医療や生命倫理に関する法体系が殆ど存在しない日本」という決めつけは、現状認識として問題がある。日本産科婦人科学会や日本学術会議でのホットな議論を参照、整理したうえでの提言につながれば、より高い評価に値する論文となりうるものである。今後の一層の精進を期待したい。（丸山雅夫）

中川雅博「ロシア精神史における戦争道徳論の系譜について」

倫理的戦争論は果たして可能かの問いに対して、西欧の戦争論と異なるロシアにおける戦争論を取り上げ、既知のトルストイの絶対的平和論、ソロヴィヨフの正戦論に対して、チェチェン紛争などに揺れる近年のロシアで顧みられているイリインの必要戦争論を紹介したところに意義を認められる。ただ、イリインの戦争論についての論究は全貌が示されたとはいえ、ヘーゲル研究者以外の側面での、イリインの思想に関する展開が待たれる。（川崎 勝）

中里裕美「地域通貨の取引行為にみられる経済-社会の相互関係に関する一考察—社会ネットワーク論の視点から—」

最終候補論文のなかで、文献を調査しているだけではなく、自分で実際に社会へ調査に出ているのは、本論文だけであり、この点を、「社会」倫理の論文として、まず評価したい。倫理的な含意も持っている（「利己的行為の抑止」に関する考察）が、相対的に倫理的考察が少なかった点が、社会「倫理」の賞の候補作としては残念であった。また、スウェーデンのストックホルムと日本の旧村岡町の比較も、きちんと比較できるデータの取り方になっていないのではないかと（それぞれの集団の規模がそもそも違いすぎるのではないかと）が問題視された。しかし、理論——「弱い紐帯の強さ」で有名なグラノヴェッターの社会ネットワーク論——を応用できており、他の論文は理論の応用という面があまり見られないことからすれば、そして、社会ネットワーク論が「複雑ネットワーク（complex networks）の科学」として現在広く注目されていることからしても、この理論の倫理的な意味と可能性を考察していくことは哲学的/倫理的にも非常に大切なことであり、今後を期待したい。（坂下浩司）

第1回社会倫理奨励賞受賞記念講演原稿

神経倫理におけるスマートドラッグの問題とは何か、またこれから何を問うべきか

第1回社会倫理研究奨励賞受賞 植原 亮

神経科学およびその応用技術はめざましい発展を見せているが、新しい科学技術が発展していく際の常として、神経科学もまた社会との軋轢を生み出すと考えられている。そこでの倫理的問題を考察する学問領域が、今世紀に入って急速な進展を遂げつつある「神経倫理 neuroethics」にほかならない。ここではまず、受賞論文「スマートドラッグがもたらす倫理的問題」の背景説明として、神経倫理がいかなる分野であるかを説明し、そのうえで論文の概要を述べ、今後の展望を示したいと思う。

論文の背景—神経倫理とは何か？

ロスキースによれば、神経倫理は「神経科学の倫理」と「倫理の神経科学」に二分できるという (Roskies, Adina. 2002. "Neuroethics for the New Millenium", *Neuron*, Vol.35, 21-3)。前者の神経科学の倫理は、さらに二つの下位領域に分けられる。第一に、神経科学の研究倫理としての神経倫理である。これは、神経科学の研究を導くガイドラインのあり方や、そこでの決定権の帰属を考察する実践的領域であり、実験の被験者や医療行為の対象となる患者の自己決定、あるいは動物実験などの問題が扱われる。

第二に、神経科学の研究成果・技術的応用の社会的影響の評価ならびに倫理的含意を扱う領域としての神経科学の倫理である。この領域において議論の対象となる事例のひとつとして、マインド・リーディング、つまり人の心を読み取る技術が挙げられるだろう。マインド・リーディングは、PET や fMRI など脳の活動状態を可視化して計測する技術を利用して人の思考内容を読み取りとするものであり、より精度の高い読み取りに向けた研究が進んでいる。しかし一方で、マインド・リーディングが著しく発展を遂げた将来、プライバシー侵害や思想の自由などに関わる倫理的に重大な問題が生じるとも考えられている。公権力がこの技術を手にし、犯罪捜査などで使用するようになると、同時に市民のプライバシーも脅かされるようになるのではないか、などと懸念されるわけだ。そうだとすると、社会がマインド・リーディングを適切な仕方で受容するには、あらかじめその社会的インパクトや倫理的含意を慎重に見定めておくことが重

要な課題となる。

神経科学の成果が社会にもたらす影響の他の事例として、司法システムへの影響が挙げられるだろう。たとえば、凶悪犯罪者の脳を調べると、多くの場合に共通の特性が発見されたとする。その場合、従来のように刑務所で更生をはかるのではなく、手術や投薬によって犯罪者の脳を治療する方向に刑事司法システムが変更されるかもしれない。

以上は「神経科学の倫理」としての神経倫理の一端であるが、刑事司法システムに影響する可能性の例は、「倫理の神経科学」としての神経倫理とも強い結びつきをもっている。従来型の司法システムにおいては「自由」「責任」「人格」などの伝統的概念が機能しているが、倫理の神経科学はまさにこうした概念を脳の機能の観点から探究しようとするものである。そのため、そこで得られた知見が先に述べたような仕方で司法システムの基本的枠組みに変更をもたらす可能性があるわけだ。より一般的に言えば、倫理の神経科学を通じて得られる知見は、われわれの倫理観や人間観の根幹をなす概念を揺るがし、場合によっては大規模な変革を迫る可能性をもっているのである。そして、神経科学の倫理も倫理である以上はその影響を免れることはできず、いずれ現在の理論的枠組みが大幅に改訂されてしまうかもしれない。この意味で神経倫理が有する構造には潜在的なダイナミズムを見とることができるのである。

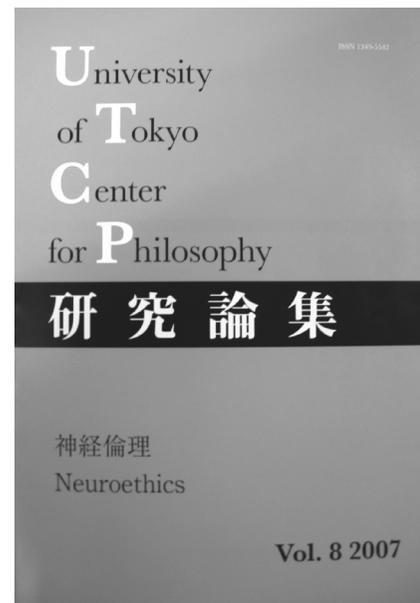
論文の概要

本論文は、主として神経科学の成果がもたらす社会的影響・倫理的含意を扱い、その中でも、知的能力の増強あるいはエンハンスメントと呼ばれる議論領域を対象としている。神経科学は、アルツハイマー病などの脳の疾患ないし機能不全に対して効果のある薬物の開発においても成果をあげつつある。これ自体は非常に望ましいことと言えるが、一方でこうした薬物がスマートドラッグ（注意や記憶といった知的能力を増強する効果をもつ薬物）として使用されるケースがある。ガザニガによれば、すでに米国では、多くの学生が大学入試などの場面で、

注意欠陥・多動性障害の治療薬であるリタリンを集中力増強剤として服用しているという (Gazzaniga, M. S., 2005, *The Ethical Brain*, Dana Press (邦訳マイケル・S・ガザニガ『脳の中の倫理』梶山あゆみ訳、紀伊國屋書店、2006))。研究・開発が進んでいけば、将来さらに強力なスマートドラッグが生み出され、社会に普及していく可能性がある。

スマートドラッグは多くの倫理的な問題をもたらすと考えられているため、これに反対する陣営と容認する陣営との間で激しい論争が続いている。とはいえ、反対派と容認派は何をめぐって対立しているのかということが必ずしも明確ではないのが現状である。こうした現状を受けて、本論文は、ひとまずスマートドラッグをめぐる倫理的問題を、反対派と容認派の主張を対比しながら整理して包括的に提示することを目指した。

スマートドラッグをめぐる対立は、大きく二つの局面に分けて論じることができる。第一に、スマートドラッグの普及の社会的帰結をめぐる対立が生じる局面である。そうした対立は、たとえば公平性に関わる問題に顕著に表れる。反対派は、スマートドラッグの普及が購買力のある富裕層に有利に働き、結果として既存の不平等が拡大するのではないかと、いった懸念を表明して一定の規制を設けることを求めるのに対し、容認派は、スマートドラッグの服用をあくまでも個人の自由な判断に委ねるべきであり、規制は個人の自律性を損なうものだと主張する、といった具合である。両陣営は他にも、スマー



受賞論文掲載誌『UTCP 研究論集』vol. 8

トドラッグの普及は知的能力が画一化された社会を生み出すのではないかと、あるいは社会の様々な場面でそうした薬物の服用が暗黙的に強制されるようになるのではないかと、といった点に関して鋭い対立を見せている。

ここで問題になっているのは、実際にスマートドラッグが社会に受容されたときに生じる帰結である。反対派は、よくない帰結が生じると予測しているからこそ反対し、容認派はよい帰結が生じると予測しているからこそ容認するわけである。そうだとすると、ここでの対立は、適切な予測が得られれば解消されるとも言える。反対派が危惧するような帰結が実際には生じそうもないと予測できれば、反対派も容認派に転じるかもしれないからである。というわけでここでは、スマートドラッグが引き起こす社会的影響を予測するために必要な知見が要請されているのである。

しかし反対派と容認派は、単に社会的帰結についての予測において対立しているだけではなく、価値や人間性などに関わるさらに根本的な点においても対立している。そして、これこそ対立の第二の局面にほかならない。ここで反対派が提起するのは、たとえば以下のような問題である。スマートドラッグの普及は、努力や達成ではなく、効率や生産性を優先されるべき価値としてしまうのではないかと。あるいは、薬物を用いた知的能力の増強は機械論的人間観を助長するのではないかと。またそれは自己や人格の同一性といった人間性の基礎にある概念を危うくするのではないかと。このような問題を指摘することで、反対派は、社会はスマートドラッグを受容するべきではないと主張する。

これに対して容認派は、おおよそ次のように応答する。まず、価値の文化相対性や多元性を考慮するならば、努力や達成がもつ価値に訴える反対派の主張は、特定の文脈においてしか説得力をもたず、そのため常に有効であるとは限らないことが分かる。逆に効率や生産性こそが、努力や達成に優先する上位の価値をもつとされる文脈があっても不思議ではない。また、自己や人格といった基礎的概念は、今まさに神経科学の知見に照らした再検討が迫られている概念であり、少なくともこうした概念に従来通りに依拠して議論することは適切ではない。このように、容認派は反対派とは価値や人間観に関して大きく相違しており、まさしくそのために、ここでの両者の対立点は根本的なものにならざるをえないのである。

以上のように、反対派と容認派の対立点は大きく二つの点、すなわちスマートドラッグの受容が社会にもたら

ず影響に関する知見の不足、および価値や人間性に関わる基本的な枠組みの相違に起因しているということが確認できる。では、いかにしてこの対立状況を改善し、実り豊かな対話に転換していくことができるだろうか。

本論文では、この問いに答えるべく、最後に方法論的提案を二つ行っている。第一に、技術史上の事例分析に基づくスマートドラッグの影響予測である。まず、人類の歴史上、社会や人間性に大きな変化をもたらした技術革新の事例から、いくつかのパターンを抽出する。それに基づいて、スマートドラッグが社会や人間性にもたらしうる影響についてのシナリオを何通りも描き出し、それらの客観的な妥当性を判定していく。この作業は、議論の共通基盤となる知見を提供することによって、現時点では直観に依拠しているために生じている影響予測上の対立点の多くに解消をもたらすであろう。

とはいえ、影響予測上的一致だけでは、価値や人間性に関する基本的な枠組みあるいは直観の相違に起因する対立点を解消するのは容易ではないと考えられるだろう。そこで本論文では、第二の方法論的提案として、「道徳的分業」という観点から対立の意義の再解釈の必要性を説いた。これは、道徳的探究を科学的探究と類比的に捉える観点の提出にほかならない。

科学的探究においても、科学者集団の構成員は必ずしも均質ではなく、むしろ個々多様で場合によっては相互に対立する基本的な枠組みと直観に基づいて探究はなされている。それにもかかわらず科学全体が際立った成果を生み出しているのは、科学が共同的営為・分業体制という活動形態をとっているからである。どういうことか。まず、探求の出発点において枠組みや直観の多様性が存在することは、さまざまなアプローチが試みられることに結びつく点で探究に豊饒性を与えている。そして次に分業体制のもとでは、個々の探究を進める科学者の知見は相互に影響し合っ、枠組みや直観の修正ないしは洗練をもたらすことになる。このようにして科学的探究は徐々に進展してゆくが、ここにおいては、基本的な枠組みや直観の相違にむしろ積極的な意義を見出すことができるわけである。

同様に、スマートドラッグをめぐる反対派と容認派との対立の要因である基本的な枠組みや直観の相違も、道徳的分業のもとでは歓迎すべきこととなる。なぜなら、さまざまな出発点からスマートドラッグをめぐる道徳的探究を進めることを可能にするからである。科学と同様、分業体制下では知見の相互参照が生じ、枠組みや直観の

修正ないし洗練がもたらされ、多様性の一部は収束してより一般性の高い道徳的判断を下すことが可能となるだろう。というわけで、われわれはこのような道徳的分業体制を成立させるために、自分と対立する見解の持ち主を、自分とは異なるアプローチであるにせよ、同じ対象を探究する共同的営為の成員としてみなさねばならないのである。こうして、われわれには探究者としての徳が要請されている、と論文を締めくくった。

展望

最後に、知的能力の増強に関して今後議論すべきだと思われる問題のうち二つに触れることで、私なりの展望をごく簡単に示したい。まず第一に、薬理的手法以外にも、神経科学に基づく能力増強が可能であると考えられている。重要な例は、脳とコンピュータを接続することで思考や知覚などを補助・拡張することを目指した技術(BCI・BMI)であり、その開発は着々と進んでいるが、この技術もまた様々な問題をもたらすと思われる。たとえば、将来コンピュータを介して複数の人間の脳が結びつき、一つの思考や行為にみな同時に参加することが可能になったとすると、そうした思考や行為およびそれに関わる責任の主体を従来通りひとりの人間に帰属させることは適切ではなくなるだろう。そしてその場合にも、従来の倫理を支えてきた人間観にも大きな概念的変革が訪れるかもしれない。したがって、こうした技術を社会がどのような仕方で受け入れるべきかを議論する必要がある。

そして第二に、「結集技術 converging technologies」に関する議論を参照する必要があると思われる。結集技術とは、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、情報技術、認知科学などが結集した複合的な技術を指す。結集技術は、従来にはない仕方で人間の遺伝子・身体・脳に介入して操作することを可能にし、人間のありようを現在とは根本的に異なる様態に変化させてしまう可能性をもつと言われているため、ここ数年その現実的な可能性や倫理的含意についての議論が活発になりつつある。

結集技術と神経倫理との結び付きは明らかだろう。神経科学あるいは神経工学の発達は単独で生じるものではない。たとえば、脳に電極を刺して高い精度で神経信号を拾い出すにはナノテクノロジーの発達が不可欠であり、また拾い出した神経信号を解析するためには情報技術が必要となる、といった具合である。つまり、神経科学の発達には結集技術が要請されるのであり、神経科学に基

受賞者プロフィール



うえはら りょう
植原 亮

1978年 埼玉県生まれ
東京大学教養学部基礎科学科科学史・科学哲学 卒業
現在、東京大学大学院総合文化研究科博士課程在籍(2008年3月単位修得満期退学)、日本学術振興会特別研究員、JST/RISTEX、UTCP 共同研究員

研究領域
知識の哲学、神経倫理

主要業績
「認識的プラグマティズムの擁護とその含意」『哲学・科学史論叢』第8号(2006年)
「知識を世界に位置づける」『科学基礎論研究』第108号(2007年)
「脳神経科学を用いた知的能力の増強は自己を破壊するか」『科学基礎論研究』第109号(近刊)

づく能力増強の技術の行く末も結集技術の発展に大きく左右されるのである。したがって、能力増強をめぐる神経倫理上の問題を考察するためには、結集技術をめぐる議論を参照し、注視していく必要がある。

他にも触れるべき論点は多々残されているものの、少なくとも以上から、スマートドラッグを代表とする能力増強技術が、社会的な観点から見ても実践性の大きな倫理的問題をもたらすこと、また同時にそこに哲学的観点から見ても真剣な検討に値する奥深い問題を見出せるということは示されたものと思われる。■

「公正と平和」研究プロジェクト Symposium in LaTrobe University

マイケル・シーゲル

南山大学社会倫理研究所・教授
第一種研究員

2007年12月6日～7日、メルボルン（オーストラリア）のラトロブ大学にて、同大学 Centre for Dialogue の主催と南山大学社会倫理研究所を含む多数の研究機関の共催で国際シンポジウムが開催された。テーマは Europe and Asia between Islam and the United States: The Lessons of Afghanistan, Iraq, Lebanon, and Iran ということで、米国とイスラム圏の間にさまざまな問題が生じているなかで、その二つの狭間にあるヨーロッパとアジアの国々の進むべき方向について検討し、そのために、近年のアフガニスタン、イラク、レバノンおよびイランで現れてきた米国とイスラムの関係の現実を参考にするシンポジウムであった。

研究プロジェクトの経緯

社会倫理研究所にとってこのシンポジウムは、2004年から続けてきた「公正と平和」研究プロジェクトの一環である。この研究プロジェクトは、9.11事件以降の世界情勢を考慮しながら、倫理的な視点を踏まえて日本の国際関係を取り上げるものである。9.11事件以降の米国の対応は武力行使を含む対テロ戦争であり、米国との同盟関係を国際関係および安全保障政策の基盤とする日本はその対応に協力することになった。日本は、憲法に平和条項があるため戦闘に直接加わっていないとはいえ、かなり積極的な協力姿勢を9.11事件直後から見せ続けている。米国との密接な関係自体、そして米国がとった武力行使の対策への協力は、包括的な視点を持って考えれば、日本にとっての最善策であるのだろうか。また、当今の世界情勢において、環境問題、安全保障問題、格差問題などの多くの問題を包括的に捉えたとき、国際関係



における最善の姿勢はどのようなものであろうか。こうしたことを取り上げる研究プロジェクトである。具体的には以下のような問いに取り組んでいる。たとえば米国との関係は、日本の他の国際関係、特にアジアの国々との関係、さらに中近東を中心にイスラム圏の国々との関係にどう影響するだろうか。二国間の同盟関係の維持と生まれつつある多国間主義の兼ね合いをどう考えるべきだろうか。日本の進む道は、憲法の平和条項の維持か変更か、等。こういった問いに取り組みながら、この研究プロジェクトではこれまで次のような活動を行ってきた。2004年から始まり、現在も継続中のシリーズ懇話会、2005年9月にラトロブ大学との共同で開催された日豪合同ワークショップ、2006年9月に前年の日豪合同ワークショップの論文集出版祝いとして行われたシンポジウム2006、2007年9月に開催された、日本とイスラムの関係に注目するシンポジウム2007、そして2007年12月にラトロブ大学で行われたシンポジウムの共催とそのシンポジウムへの参加である。プロジェクトは今後も継続される予定である。

南山大学社会倫理研究所と同様に、ラトロブ大学の Centre for Dialogue も Europe and Asia between Islam and the United States: The Politics of Transition というタイトルで長期的な研究プロジェクトを実施している。狭間に置かれた国、すなわち、一方では米国との深い関係を持ちながら、他方では米国の9.11以降の対策のために他の重要な関係における亀裂や緊張がもたらされる懸念のある国が抱える課題を明確にし、それらの国にとっての望ましい方針を考察するためのプロジェクトである。結局、社会倫理研究所が日本の視点から取り上げている課題を、ラトロブ大学の Centre for Dialogue が幅広くアジアとヨーロッパの視点から取り上げているということになる。

ラトロブ大学の Centre for Dialogue は2006年から発足した研究組織であり、2005年の日豪合同ワークショップの時点では設立計画中であった。2005年のワークショップでは、設立の中心的役割を果たし現在センター長を勤めるジョセフ・カミレリ教授の仲介により、ラトロブ大学の社会科学部がワークショップの共催団体となった。また、ワークショップのオーストラリア側の

参加者の募集と人選はカミレリ教授が担当した。要するに、2005年の日豪合同ワークショップは社会倫理研究所の研究プロジェクトの中心的なイベントであったと同時に、Centre for Dialogue にとっても発足に向けての基盤づくりとなる重要な最初のイベントとなったのである。さらに、Centre for Dialogue は、2006年6月にポーランドのワルシャワ大学との共催でワルシャワ大学にて Europe between the United States and Islam: Current Trends, Future Prospects というテーマでシンポジウムを開催し、それが Centre の研究プロジェクトの第二弾となった。

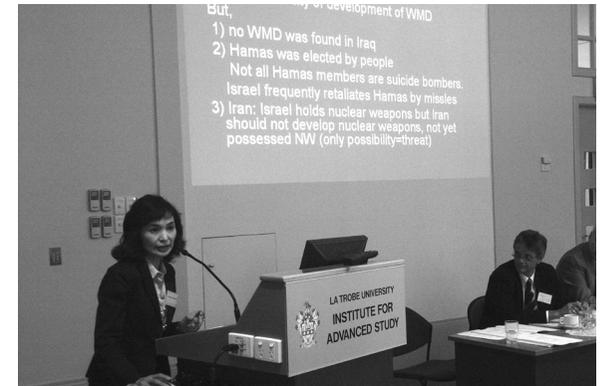
シンポジウムの内容

2007年12月にラトロブ大学で開催された今回のシンポジウムは、共催団体として、Centre for Dialogue と南山大学社会倫理研究所のほかに、Innovative Universities European Union Centre（オーストラリア、多数の大学の協力による研究組織）、メルボルン大学の Contemporary Europe Research Centre（オーストラリア）、ナポリ大学の L'Orientale（イタリア）、ワルシャワ大学の国際関係研究所（ポーランド）、London School of Economics の冷戦研究センター（イギリス）の五つが加わり、共催機関が合計七つ、五カ国から構成されるものとなった。この種の研究を進める研究機関の国際的なネットワークの成立が着実に進んでいることを実感できるシンポジウムだった。



ヨーロッパの国々にとっても、アジアの国々にとっても、イスラムは重要な存在であり、米国との関係も重要である。今回のシンポジウムの特殊かつ画期的なところはやはり、ヨーロッパの視点とアジアの視点を同時に取り入れ、違う歴史と文化的文明的背景を持ちながら共通の課題に取り組むために互いの視点や思考を参考にすることができる場を設けたという点にある。報告者とコメントーターは合わせて27名程度であった。日本とオーストラリアのほかに中国、パキスタン、アフガニスタン、ニュージーランド、イギリス、フランス、ドイツ、ポー

ランド、イタリア、米国等の国々で活躍する、あるいはそれらの国の出身である研究者が参加したことで、大規模で多様性に富んだシンポジウムとなった。二日間ですれだけの人数の発表を含めるには、かなり詰まったスケジュールが必要だったし、参加者を二つのグループに分けて同時進行させるという部分もあった。



日本から参加したのは名古屋大学の中西久枝教授、南山大学社会倫理研究所の中野涼子研究員、そしてこの報告書執筆者マイケル・シーゲルの三名である。議論の内容をここで簡潔にまとめることはしないが、Centre for Dialogue で、報告者やコメントーターの原稿や議論の録音から報告書をまとめることになっており、後日その成果をお届けすることができるはずである。

シンポジウムで交わされた議論の内容は多岐にわたっており、そこから一つの共通の見解を導き出すことは容易ではない。とはいえ、議論の中で重要なウェートを占めていたいくつかの考えを提示しておきたい。

▼9.11事件、そしてそれがきっかけで始まった対テロ戦争によって、国際社会は危機に直面し、重要な転換期にきている。

▼主権国家システムに基づく多国間協調体制が、対テロ戦争で見られる単独主義のために揺らいでいる。特に中近東における国家は、対テロ戦争によって脆弱さを増し、国家として機能するのが妨げられていると論じられ、米国の例外論によりウェストファリア制度そのものが揺らぎ、それが国際法の正当性に危機をもたらしていると論じる研究者もいた。米国の先制攻撃に加えて、グアンタナモ基地におけるテロリスト容疑者の収容および拷問はこの問題を悪化させている。

▼対テロ戦争によって中近東の状況がますます悪くなっている。たとえばアフガニスタンのタリバンは、首をいくら斬っても新しい首が必ず生えてくるというギリシア神話のヒドラにたとえられ、武力行使がテロ問題

をむしろ悪化させていると指摘された。こうしたことは、社会にいろいろな形の不安定をもたらす要因ともなっている。現在アフガニスタンでは、人口の約14%が薬物生産および売買にかかわるような状況がある。これは一つの例に過ぎず、中近東の国々は、米国の武力行使によって社会の安定そのものに深刻な打撃を受けている。

▼米国およびその同盟国が考えている文脈と、イスラム圏の人々が考えている文脈自体が違うということも指摘された。たとえば、米国とその同盟国は対テロ戦争を9.11事件への対応として理解し、それ以前の過去から切り離して考えているのに対して、やはりイスラム圏では、それはむしろここ数百年間にわたる西洋とイスラムの関係という文脈の中で捉えられているのである。したがって、両者にとって同じ事態が必然的に違う意味合いを持つものとなる。米国の武力行使によって米国自体のいわゆるソフトパワー（武力以外の影響力）が脆弱になってしまっていることも指摘された。



▼二元論的思考の再台頭を指摘する者もいた。それは、特にブッシュ大統領が世界を「善」と「悪」にあまりにも安易に分ける傾向に著しく現れているが、イスラムを安易に西洋の自由主義、民主主義、世俗主義に相反するものとしてみない傾向、あるいは西洋に親近感を持つイスラム教徒を「よいイスラム教徒」と見なし、西洋に抵抗するイスラム教徒を「悪いイスラム教徒」と見なす傾向にも現れている。

▼地理的条件により、ヨーロッパにとってもアジアにとってもイスラム圏との関係は、米国のイスラム圏との関係に比べて、きわめて身近で深い。ヨーロッパもアジアもイスラム圏と隣接しており、また、国内社会においてもイスラムはかなり大きな存在である。もちろん、米国においてもイスラムがある程度存在するが、ヨーロッパやアジアほどのものではない。ヨーロッパでは

2050年までに住民の過半数はイスラム教徒になるであろうという予想も提示された。

▼武力行使の不適正、その逆効果を念頭において、異なったかかわり方を求める声は言うまでもなくあった。力だけが国際関係の基盤であるとするリアリズムに対して、国家主権以前の、しかも国家主権に優先する、人間の共通の基盤があり、力関係ではなく、一致と連帯による関係の可能性を主張する立場である。たとえば多国間主義、人間の安全保障、NGO、NPOなどの市民社会活動などは、そのような体制の成立への道として示された。

「公正と平和」研究プロジェクトについての意義

南山大学社会倫理研究所が進めてきた「公正と平和」研究プロジェクトは、現代世界における平和の必要性を認識しながら、その根底に公正というものがなければ、かなり基盤の脆弱な平和になるという考えに基づいている。そのことは、テロ問題によって現実的に明らかにされているとも思われる。多くのテロ事件の背景には言うまでもなくかなりの資金力が動いているから、安易にテロと貧困を関連付けることはもちろんできない。しかしながら、疎外感、孤立感、被害者意識などの心情、そして多くの場合には具体的な除外や差別、格差、そしてしばしば貧困と絶望もテロの背景にあることは間違いないだろう。そうした背景の問題に取り組まないままテロを排除しようとするならば、まさにアフガニスタンのタリバンに関して指摘されたように、テロはヒドラのように、必ずや新たな首を生やすであろう。紛争などが起きて、それが国際社会で意識されるほどの規模になったとき、場当たりの対策でそれを抑えたり解決しようとするだけでは、紛争の根底にある問題は水面下でくすぶり続けるであろう。そしてそれは、予想しないところで現れるようになるであろう。場当たりの対策の必要性も否定できないとはいえ、もぐらたたきのようなもので終わってしまったら、現在の世界が抱えている暴力の問題に対応する対策としてまったく相応しくないであろう。そこで「公正」という概念もテーマに取り入れられたのである。研究プロジェクトはとりわけ、日本のかかわりを中心に考えているのであるが、それは最終的には、包括的にすべての関係者の立場を参考にし、すべての視点を考慮して対策を模索することを目指すものである。

9.11事件以降の世界においては、日本の対応を多数の視点から検討する必要がある。まず、9.11事件以降、日本はきわめて強く米国との同盟関係を意識し、米国との

協力に没頭し、その協力を促進するための憲法改正さえも議論されるようになった。それが、日本にとっての最善策なのか、日本にとって大切な他の国際関係にどう影響するかはいうまでもなく重要な問いであり、このテーマ自体は、2005年の日豪合同ワークショップの中心的課題とされたのである。今回のラトロブ大学のシンポジウムでは、米国との協力に伴う問題に一段と強い照明が当てられた。その一つは、泥沼化していく米国の対テロ戦争に巻き込まれることへの懸念であった。たとえば、アフガニスタンにおけるNATOの活躍を取り上げる報告（報告者：Najibullah Lafiaie アフガニスタン出身、ニュージーランドのオタゴ大学）では、その危険性が示されていた。この報告によると、対策が実際の問題に適しておらず問題が悪化しているということのほか、NATOの兵士が十分に現地の状態を認識していないこと、自分の国民の支持をあまり受けていないこと、そのために派遣される兵隊の数が少なすぎることで、派遣されているNATOの兵隊は士気は高くないこと、米国に荷担していると見られ、そのために自分たちが味方しようとしている人たちからも反感を受けるようになってきていること、といった多数の問題点が挙げられた。

もう一つは、上記の議論のまとめにも出ているが、米国の対テロ戦争が国際社会、国連、および国際法に打撃を与えているとみるならば、そのことにどの程度どのような形で関与すべきかは、真剣に考えるべき問題である。シンポジウムで指摘されたように、対テロ戦争においては国際法で認められない先制攻撃が行われているだけでなく、米国の領土外においてテロ容疑者が米国によって收容されていて、その法的立場が戦争捕虜なのか容疑者なのかあいまいのまま、しかも場合によって拷問が行われている状態になっている。国際法、国連などは、不十分さこそあれ、数百年の努力の積み重ねによってようやく成立しつつあるという状況で、世界の唯一のスーパーパワーからこのような打撃を与えられたことになる。こうしたことは決して国際社会の将来のためによいことではない。環境問題の解決、大量破壊兵器の拡散の阻止、紛争解決、薬物売買や人身売買の抑止と取締りなど、世界が抱えている前代未聞の数々の問題に対応するには、国際協力がきわめて重要である。その協力の基盤となる国際法と国際組織が脆弱なものにさせられては、これらの問題への対応はいっそう難しくなる。なお、対テロ戦争に伴うさまざまな自由への制限も逆戻りのように思え、国際社会や国際組織と同様、民主主義も打撃を受けてい

る側面もある。それゆえ、それに荷担するということは本当に日本のためになるか、そして世界への日本の貢献を高めるものとなるかは大変疑問である。今回のシンポジウムを通じて、「公正と平和」研究プロジェクトがとりあげようとしている課題が一段と明確にされたと思う。ラトロブ大学 Centre for Dialogue のセンター員が報告書を完成した後、それを日本で紹介することは社会倫理研究所の役割であり、その報告書は今回なされた議論を日本でもより詳しく紹介する手段になると思われる。



社会倫理研究所は今後も、成立しつつある研究機関の国際的ネットワークとのつながりを深めていながら、日本の国際関係を倫理的な視点を踏まえて考察していく予定である。米国との協力だけが問題ではない。テロ及び対テロ戦争を含めて、今の世界が抱えている問題をどのように分析し、どのように対応するかは重要な課題である。この課題に取り組むに当たって、日本独自の立場、その歴史と文化の特殊性を十分に認識した上で、日本と同様な課題を抱えている他の国の人々との交流が不可欠である。それは政治や外交のレベルだけでなく、学問や市民社会のレベルでも重要である。その信念をもって、社会倫理研究所はこれからもこうした研究を進めている他の研究機関とのネットワークを発展させながら、関連する研究への日本からの参加を奨励していく予定である。

なお、社会倫理研究所は「公正と平和」研究プロジェクトに関連するほかの研究プロジェクトも実施もしくは計画している。一つは「保護する責任」研究プロジェクトである。このプロジェクトについては、すでにいくつかの懇話会・研究会を実施している。もう一つは2009年4月から始まる予定である「環境とガバナンス」研究プロジェクトである。この二つとも日本の国際関係および国際協力、国際社会への姿勢に深くかかわるものであり、次号以降の『時報しゃりんけん』で詳しく紹介する予定である。■

第 8 回ヨハネス・メスナー記念国際シンポジウム

山 田 秀

前 南山大学社会倫理研究所・教授
第一種研究員

昨年末に、今年秋開催予定の第 8 回メスナー・シンポジウムの準備に入ったとの由、連絡を受けた。第 7 回は 2003 年 10 月開催であった。今年に入ってから仮プログラムの調整作業が始まり、ウィーン本部から原案が届いた。統一論題は「進化発展する人間と自然法」。開催地及び会場は、ウィーン郊外南方の街メードリングにある聖ガブリエル伝道の家 (Missionshaus St. Gabriel, Mödling bei Wien)。これ即ち、神言会の施設である。開催日時は、2007 年 9 月 20 日 (木) から 22 日 (土) と確定し、春にはプログラムが送付されてきた。

さて、プログラムの内容であるが、初日の 20 日木曜日は、19 時からルードルフ・ヴァイラー教授による歓迎挨拶に始まり、引き続き同教授による冒頭第 1 報告「進化発展する人間と自然法」がなされた。79 歳のご高齢に拘らず、報告はまことに若々しかった。メスナー・シンポジウムでは大抵そうしたものであるが、活発な質疑応答が、しかもしばしば容赦ない討論が交わされた。

2 日目の 21 日金曜日は、6 時 30 分からミサが行われた。報告者の一人ローター・ロース教授と一緒に、ミサが執り行われる聖堂を暫く探し回った。

さて、9 時には、予定通り、アントン・ラウシャー教授の第 2 報告「ベネディクト 16 世と自然道徳律」が始まった。ラウシャー教授は、ヴァイラー教授と同年生れで、無二の親友。『社会と倫理』に掲載を許可して下さった KSZ (カトリック社会科学中央研究所) の所長である。報告時間は、概ね 1 時間。質疑応答にはそれに続く 30 分が予定されていた。第 3 報告は、神言会のカール・ハインツ・ペシュケ教授。「自然法の不変性と動態性」についての報告であった。12 時を少し廻ったところで、昼食と昼休憩。12 時から 15 時までの 3 時間が割り振られているが、実際には、昼食時には雑談が交わされもするが、

多くは議論に費やされ、食後は場所を替えて更に議論が継続されていた。

第 4 報告は、ロース教授による「相対主義と原理主義の緊張領域におけるキリスト教自然法哲学」。OHP を使った熱弁で、進行役のピヒラー教授の采配による延長許可の下、75 分くらいを報告に割り当てることになった。総合討論は、プログラムの 20 分遅れの 16 時 35 分。

この日の参加者は、確か 39 名であったと思う。3 日目は 42 名であった。何れの報告も内容濃く、学術的にも極めて水準の高いものであったと私は感じた。しかし、そうした報告に対しても、手厳しい質問なり異議なり疑問が提示された。又、このシンポジウムで馴染みの顔ぶれには、シュパン傾倒の全体性研究の中核会員 (例えば、ハンス・ピヒラー、エルヴィン・フレイリヒ) やそれに近い学者 (フリードリヒ・ローミック) もおり、シュパンに関してはメスナー自身がその主著において厳しく批判しているだけに、シュパン系の論者からは、むしろメスナーこそが批判されてしかるべきであるとの基本認識が根底に潜んでいるらしく、論点によっては、激しく対立したままであった。

3 日目の 22 日土曜日は、私の第 5 報告「日本文化の観点からみた進化発展する人間と自然法」が 9 時から始まった。出国前日までに何とか標準書式で 22 頁分パソコンで独文原稿を作成してプリントアウトした原稿を持参していたが、60 分前後ではどうやら収まりそうにない。そこで、金曜夜に、前書きを急遽手書きで準備し、当日は時計を眺めながら、進行役のフライシュテターさんと相談しつつ、約 70 分間報告時間を頂戴した。直ちに続く筈であった質疑応答は後に回されるという変則的なスケジュールに変更された。それは、ヨハネス・メスナー記念メダルの授与式表彰式がここで行われたからで



ある。今回の受賞者は、ヴァイラー教授と私であった。授与式の話、そして私とその受賞者であるということについては、20 日木曜夕刻ヴァイラー教授から告げられたのであったが、ヴァイラー教授受賞は、緘口令が敷いてあ



たらしく、その瞬間まで何も知らなかった教授は、驚かれると同時にたいそう喜んでおられた。

第 6 報告は、ヨーゼフ・シュペンデルベック教授の「教会の社会教説における〈進化発展〉の概念」で 10 時 40 分から開始された。夥しい教会文書を駆使しての報告であった。

前日同様、3 時間の休憩を挟んで 15 時から午後の部が始まった。フライシュテター博士の第 7 報告は「〈国際法と国際秩序〉への序論」と題されていた。その後、総合討論が 18 時までであった。

以上、ざっと全体を眺めてきた。ドイツ語圏のトップクラスのカトリック社会倫理学者が顔をそろえているシンポジウムに非ドイツ語圏から報告者として参加した私は、当然のことながらプレッシャーを強く受けていたが、始めて見ると、母国語の日本語で日本人学者 (多くは法哲学者、そして社会学者) 相手に学会報告をするときよりも、相互理解が得られやすいことを再認識させることであった。尤も、覚悟していた通り、ラウシャー教授からは笑顔ながらも確認のための厳しい質問を突きつけられたが、これは私の長年の問題関心事項にかかわる間い掛けであったので、言葉のハンディーを除けばそれほど大きな問題ではなかった。教授もその場で十分納得しておられた。しかし、悲しいかな、応答の最中、どうやら不用意なドイツ語概念の使用を気づかぬまましていたようで、この点につき後でしっかりとロース教授から訂正を求める指摘を受けた。以上は、信仰と理性、超自然と自然、これと自然法思想ないし人間本性理解にかか

わる問題である。言い換えると、「カトリック社会倫理学」の学問方法論にかかわる問題である。

自己宣伝になるようで気が引けるが、2 日目の質疑応答の場面で、或る参加者から、自然法の変化とか動態性とか報告に聞かれるが、では一体「自然法の動態性の本質はどこにあるのですか」と質問が提起された。しばらく会場が静かになったと見えたので、私は発言を求め、メスナーの理解するところでは、自然法の認識 (法的アプリアリ) の発展と法秩序の発展とがその動態性ないし歴史性として理解されており、それらは相互に緊密に関連していると同時に、歴史的事実によっても確認できる場所です。明日の私の報告で多少はその説明も予定しております、と述べた。すると、会場全体から机を叩く音が上がった。この質疑応答時の私の発言が翌日の私の報告への参加者の興味を多少は高めたようであった。

尚、3 日目の私の報告後、ヴァイラー教授は何遍も "hervorragend" (素晴らしかった) と賛辞を惜しまれなかった。4、5 名の参加者からは、報告原稿原文を入手したいとの申し出があり、メールアドレスの記載してある名刺を置かれていった。

報告後の討論で毎回のように質問を提起されたハンス・ヨアヒム・テュルク教授はネル＝プロイニングの教え子であるが、その他、控えめなタイプのルードルフ・メスナー教授、ローミック博士、フレイリヒ博士、最終日だけ参加されたアルフレート・クローゼ教授など旧交を温めることができた。ロース教授とは初対面であったが、夕食後 1 時間ほど話をすることができた。近日中に近著を必



ずお届けしますと約束してくださった。

尚、ヨハネス・メスナー記念メダル受賞者は、第 1 回がチロル州副知事フリッツ・プリオル教授、第 2 回は元外務大臣アロイス・モック博士、第 3 回は九州大学名誉教授水波朗博士 (故人)、第 4 回はヴラツラフ神学大学

授ヤン・クルチナ博士、第5回はオーストリア連邦参議院名誉議長ヘルベルト・シャンベック博士、第6回が私山田、第7回がヴィーン大学名誉教授ルードルフ・ヴァイラー教授である。

或る参加者から、キリスト教徒でない日本人のあなた非キリスト教国の日本においてカトリック社会倫理学、自然法論を説かれるのはとても大変なことだろうと付度

学界報告

IMABE-Institut 医療人類学及び生命倫理研究所 in ヴィーン

山田 秀

前 南山大学社会倫理研究所・教授
第一種研究員

IMABE 研究所の事務総長、エンリーケ・プラート教授 Prof. Dr. Enrique Prat とは 2001 年 9 月ヴィーンで開催された国際シンポジウムで知遇を得た。そのとき頂戴した研究所刊行物を後日読んでみて、その内容の方向性の正しさと深さに感銘を受けた私は、翻訳許諾を求めた [『社会と倫理』第 17 号参照]。直ちに承諾して下さったプラート教授と今回の国際シンポジウムを利用して研究所訪問のための日程調整を図ったが、何故かプラート教授からのメール数通が私に届いていない。

第 8 回メスナー記念国際シンポジウムの会場で、プラート教授からの手紙を受け取り、シンポジウム終了後、移動先のヴィーンのホテルから研究所に連絡を取り、9 月 24 日月曜日当日も一日中予定がびっしり組まれているという教授と、幸い昼前に 20 分間面談することが出来た。(私は予め、留守電で来訪の意向を伝え、アシスタントの方と連絡を取り、プラート教授が研究所にいらっしゃる時刻を教えてください、

IMABE に近い、ヴィーン中央駅に向い、そこから教授に電話を入れて面談に漕ぎ着けた。)

ヨハネス・ボネリ所長(内科医)、プラート教授、ズザ

いたします、と労いのことばを掛けて頂いた。この半年間の心労と、2 週間の辛労が報われる想いであった。

シンポジウムの成果は、来年春にドイツ語版でヴィーンの出版社から公刊される予定である。

追記 2008 年 3 月 3 日に、PDF 版で 262 頁の校正刷(最終稿)が送られてきた。メールによると、4 月 10 日に新刊書披露会の場で紹介されるそうである。■

ネ・クマー事務次長、アシスタントの 4 名が中心となり、幅広い人脈を有機的に有しているという。研究所構成員も兼務構成員がおり(実際所長がそうである)、研究所外での活動が多いという。その代わり、毎週木曜日の午後には所員がそろって情報交換ほかその他の打合せがなされているとのことであった。又、複数研究所を統括する上部会議が年 2 回開かれる由である。1990 年以降は、司教会議の援助を受けて運営されている。

プラート教授は、元来は経済哲学を基盤とする社会倫理学を研究しておられたが、ここ数年は完全に医療生命倫理学に重心を移されているという。そのため、今回のメスナー・シンポジウムでの報告依頼を受けたとき謝絶されたのだそうである。1988 年以降 IMABE 研究所の事務局長を務めておられる。研究室は、中央にモダンな大きな机があり、その上にラップトップを乗せてあって、私が訪問する直前まで仕事をしておられる様子が窺われた。

研究所の紀要は Imago Hominis (人間像) という名称を用いており、2007 年の第 14 巻第 1 号と第 2 号は「進化」を取り上げて論じている。



なお、IMABE 研究所と関連する情報として提供されたものであるが、今年の 5 月には 2 日間の日程で「美しい身体追求の諸問題」[これは意識で、原題は das spiel mit dem schönen körper となっている。] がインスブルックで既に開催されている。10 月には 3 日間の予定で「精神医学及び精神療法における宗教性」という統一論題の下、大規模な学際的学会議がグラーツにて開催されることになっていた。対談の中で、人脈を豊富に作り上げていくことの重要性を指摘しておられたが、プラート教授は、80 以上の学会議を企画実施してきておられる。又、研究所紀要も、じつに充実しており、重厚な論文が揃っている。それが年 4 冊公刊されていることを想うと、投稿協力者の層の厚さに思いを致さないわけにはいかない。

対談中知ったことであるが、実力者として注目してい

る Martin Rhonheimer (どうやらローンハイマーの発音が原音に近いらしい。) は、同じ時期、サンクト・ガブリエルに居たのだそうである。事前に知っていたならば、挨拶くらいは交わしておきたかった。

尚、附言しておく、IMABE 研究所の関係諸氏は、一般的にみるとやや保守的傾向を有しているように見える。しかし、「人間の尊厳」のために取り組む姿勢を共有している限り、保守だの革新だの大きな障壁にはなるまい。

20 分間の短い対談であったが、しかし、旧交を温め、メールの遣り取りの欠を埋めるに十分の意思疎通をはかることができ、次回、ヴィーンか日本かどこかで再開できる日を約して、研究所を辞した。まことに有意義な時を過ごした。■

「公正と平和」研究プロジェクト関連研究叢書

『多国間主義と同盟の狭間—岐路に立つ日本とオーストラリア』(2006 年、国際書院)

マイケル・シーゲル & ジョセフ・カミレーリ編

日豪合同ワークショップ報告者による論文集。アジア太平洋地域に属する日本とオーストラリアは、超大国アメリカとの同盟関係を基盤に安全保障政策を築いてきた。これまでの安全保障政策を批判的に検討し、日豪が地域と世界の平和に貢献できる道を多国間主義に探る。

第一部 日本とオーストラリアの共通課題

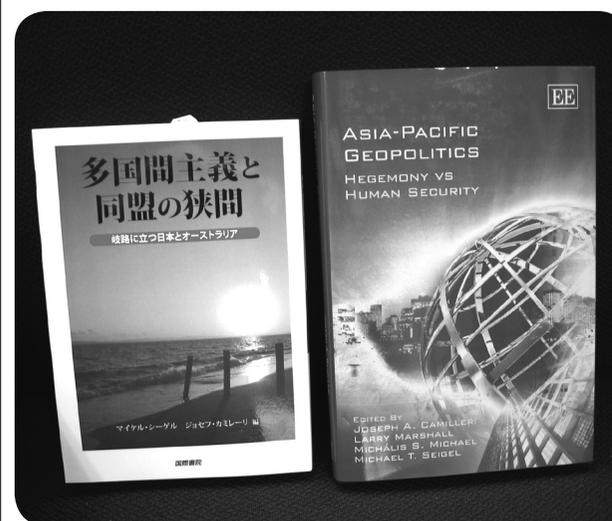
ニック・ビズリー / デズモンド・ボール / マイケル・ハメル / グリーン / アラン・ペイシェンス / チャンドラ・ムザファ / ムスタファ・カマル・パシヤ

第二部 アジア太平洋における日本の課題と構想

山口二郎 / マイケル・シーゲル / 川崎哲

第三部 変貌する世界における安全保障の展望

山田哲也 / 竹中千春 / 深井慈子
ジョセフ・カミレーリ



Asia-Pacific Geopolitics: Hegemony vs. Human Security, Edward Elgar. 2007.

Edited by Joseph A. Camilleri, Larry Marshall, Michalis S. Michael, and Michael T. Seigel

Collected Papers, written by the workshop presenters.

Introduction

Michalis S. Michael and Larry Marshall

Part I: Hegemony and East Asia Relations

Mustapha Kamal Pasha / Nick Bisley / Chandra Muzaffar

Part II: Japan's Security Dilemma

Michael T. Seigel / Jiro Yamaguchi / Yoshikazu Sakamoto

Part III: Japan and Australia: A More Constructive Role for Middle Powers

Michael Hamel-Green / Allan Patience

Part IV: Global Governance and Sustainability

Tetsuya Yamada / Shigeo Fukai

Conclusion

Joseph A. Camilleri

南山大学社会倫理研究所

新企画

「環境とガバナンス」
研究プロジェクト

2009 年、本格始動予定

2007年度懇話会・研究会報告

第一回懇話会

2007年4月28日(土)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階Pルーム

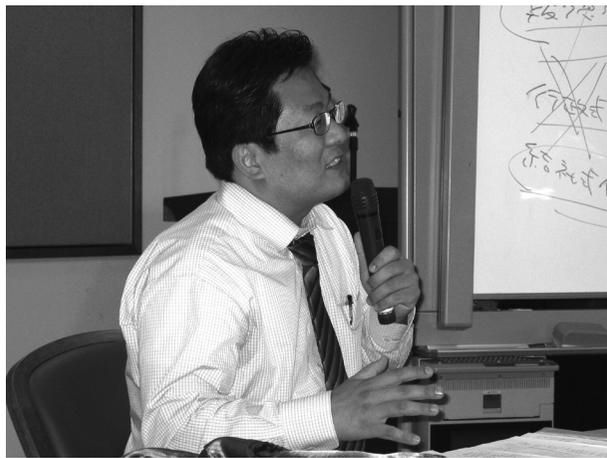
川野祐二先生(千里金蘭大学)

「篤志家たちと日本の社会貢献」

— 尊徳・渋沢からみる商売と公益 —

川野先生はまず、今回はお金持ちのお話をします、と切り出して、富の集中が芸術や文化を創ってきたという

歴史的な事実を採り上げ、さらに、19世紀に儲けた人々が財閥を形成し今もなお世界の財のほとんどを手にしていると述べます。そうした金持ちたちにとっての悩みは「莫大な財をどうすればいいのか」ということであり、自分たちは天国に行けないのではないかとこの罪悪感をもつことが多い



ため、贖罪のための助成を行なうこととなります。たとえば、資産総額が1兆円の財団なら、毎年利子として発生する数百億のお金を1年かけてなんとか配り切らねばなりません、これが大変なのだ、と川野先生ご自身の経験を踏まえて説明されました。そうした超弩級の社会貢献を行なう財閥・財団の特徴は、個人のポケットマネーによって成り立っている点にあります。ポケットマネーゆえに自由かつ大胆に財を配ることができるわけです。

では、近代日本はどうだったのか。川野先生は、日本近代資本主義の父である渋沢栄一思想と事業について説明します。渋沢は、自分のポケットマネーでも十分可能なのに敢えてみんなでお金を出し合っ

換を試みて「士魂商才」を掲げ、道徳経済合一説を説きました。600を超える社会貢献事業を行なう際にも渋沢は合本主義を貫き、自らの足を使ってお金を集め、募金の天才と称されました。彼が寄付を募る際にとった奉加帳方式は、経団連方式として日本の募金の基本形となっている、と川野先生は述べました。

時を遡って近世日本はどうだったのか。川野先生は、近代日本の商売と公益心に強い影響を及ぼすことになっ

た石田梅岩と二宮尊徳を採り上げます。石田梅岩の石門心学は、商人の道徳観を打ち立て、職業倫理をもつ点では商人も武士も同じであると論じました。二宮尊徳は、資産運用の達人で、百姓出身でありながら武士に取り立てられ、600以上の村落の復興を成し遂げ、最終的に幕臣になり日光復興も手

がけた人物です。報徳仕法と呼ばれるその手法は、時の権力者の後ろ盾が必要なものであったのですが、明治政府が取り入れを拒否したため、行政式仕法ではなく現在のNPO的な結社式仕法を用いた報徳結社が草の根レベルで残存し続けることになった、と川野先生は説明します。川野先生によれば、報徳思想は、「至誠」、「勤労」、「儉約」、「推譲」から成り、最後の「推譲」は、貯金は将来の自分や子孫に譲るべしという「自譲」、および、見ず知らずの人に譲るべしという「他譲」から構成されていて、あらかじめ経営のやり方の中に社会貢献が組み込まれているのが特徴です。報徳思想は、豊田佐吉、御木本幸吉、渋沢栄一、安田善次郎、内村鑑三、土光敏夫らに影響を与え、近代日本の会社経営に深く根を下ろしてきた、と川野先生は述べました。

戦後、日本では財閥解体が行なわれ、富の集中がなくなり、金は株式会社という法人がもつことになってオーナー社長が消滅しました。これにより、企業フィランソロピーや企業メセナという仕方での社会貢献が行なわれ

ることになりました。川野先生は、企業は組織なのでパトロン的に自由な発想の篤志活動は事実上困難であり、実際に現在の日本にある1000ほどの助成財団による助成金額は全体で500億円ぐらいであり、それはフォード財団が年間に使うお金と同程度である、と日本の社会貢献の弱さを指摘し、しかしそれが国民にとって幸か不幸かはまだよくわからない、と講演を締めくくりました。

講演後の質疑応答では、渋沢の思想的バックボーンに関する質問や、現在の日本における社会貢献へのモチベーションのありように関する質問、昭和前半の軍国体制における報徳思想の国家利用という問題の指摘、80年代における海外に対する日本企業のフィランソロピーをどう評価するかという問いかけ等が出され、充実した討論が行なわれました。(文責 | 奥田太郎)

第二回懇話会

2007年5月26日(土)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階Pルーム

うえむら

上村崇先生(海上保安大学非常勤講師)

「教育現場への倫理的アプローチ」

— 高等学校での取り組みを通じて —

上村先生はまず、自己紹介として、マックス・シェラー研究と、教育に関する応用倫理的取り組みとの二足の草鞋を履いた自らの研究の歩みを紹介なさいました。そして、今回の講演の目的は、これまでご自身が関わってきた教育現場での取り組み内容の提示を通じて、倫理(者)は教育現場で何ができるか、教育現場にどのように関わるかを問い、教育現場への倫理的アプローチを模索することである、と述べられました。

まず、第一のアプローチは、平成17年度に実施された「長期的エゴイスト育成プログラムの研究」です。ここでは、上村先生がある高等学校に一年間通いインタビュー調査を試みる、という仕方で行なわれました。インタビュー調査から、生徒たちが「自己中」かつ「コミュニケーション能力が高い」という自己評価を抱えていることが判明しました。上村先生はこれらの相矛盾するように見える評価を解釈して、その背



景には、自分自身で深く考え物事を判断できず、友達の目を何より気にする、という実態がある、と分析します。そこから、長期的な視点から判断する態度、および、その場の雰囲気ではなく合理的に判断する態度、すなわち合理的思考力の育成の必要性が見える、と結論されます。高校生たちはエゴイストですらないため、まずはエゴの育成から始める必要があるというわけです。

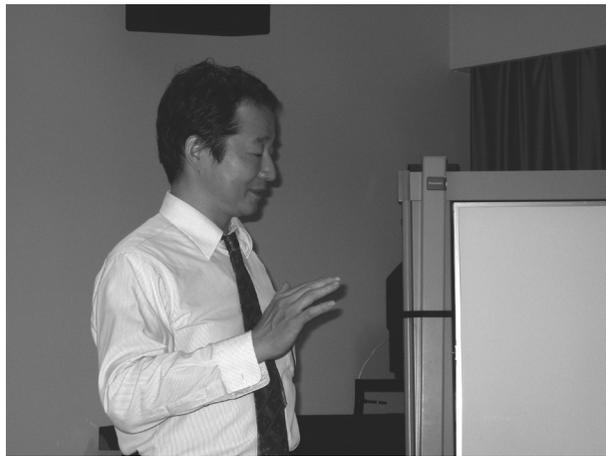
第二のアプローチとしては、「人間としての在り方生き方の自覚を目指した道徳教育の在り方」を課題とする文科省委嘱の「児童・生徒の心に響く道徳教育推進事業」(平成18・19年度)での取り組みが紹介されました。その一環として研究指定校の全生徒を対象に開催された参加型パネルディスカッションでは、「嘘」をテーマとして倫理的ジレンマの発見を目指す討論が行われました。その後の生徒のアンケート結果から、このパネルディスカッションを通じて嘘や嘘に関する理由の存在は認識できたが、論理的思考力を育成するには至っていないことがわかった、と上村先生は分析します。この分析に基づき、合理的思考力の育成を指向した参加型の道徳プログラムの開発へと事業は進展します。道徳プログラムの開発は、「探究の共同体」における教育を主張するマシュー・リップマンの「子どものための哲学(philosophy for children: P4C)」に依拠しながら、自己の意見の表明と他者の意見の尊重を行える「探究の共同体」の中で、他者との対話の中に埋め込まれたものとして自己を育成することを目指したものとします。具体的には、「他者を尊重すべし」「自分を大切に」といった規範の提示を行うのではなく、自己・他者を尊重する雰囲気を形成していくことが必要なのだ、と上村先生は述べました。

最後に、上村先生は現代の教育現場の課題として、(1)道徳教育プログラムの作成、(2)「規範重視」からの脱却、(3)研究者との効果的な連携の三点をあげました。(1)に

ついては、教師の「道徳認識能力」に対する過剰な期待という重圧と向き合える言葉を与え、教師と教育学者と倫理学者の連携によって道徳教育プログラムを作成することが必要である、と主張されます。ここで倫理学者が果たすのは言語化を通じた媒介者としての役割なのです。(2)については、

教師たちの間で、保護者とのトラブル回避が過剰に意識され、生活指導が校則遵守に終始する結果、規範の実質的な内実が喪失してしまっている、という現状に対して、倫理学者は、その問題構造を指摘し、語るべき言葉をつくりだすべきである、と主張されます。(3)は、現場の教師たちにとって「使える」かどうかという仕方でのみ理論が消費され浪費されていく状況に対して、よりよい理論需要のあり方に関する課題であり、(1)(2)と連動しています。最後に上村先生は、これらの課題に取り組むべく教育現場そのものを記述していくことによって、倫理学者は教育学者や社会学者とは異なった仕方でも規範や価値に関わる言説を構築できるのではないかと、ご自身の考える「倫理学の可能性」を表明して講演を締めくくりました。

その後の質疑応答では、長期的エゴイスト育成に関して、企業経営者が果たす役割をどう考えるか、マックス・シェラーによる価値と規範の位置づけとの関連性はどうか、という問いかけ、また、「規範重視」傾向の結果としての役割演技的な生活指導は一種の適応状態として考えられるのではないかと、といった指摘、さらに、教師教育の中での長期的な道徳教育プログラムの可能性、他の教育関連研究者と倫理学者との実質的相違点の有無、道徳教育プログラムの評価指標のあり方等、様々な論点について白熱した議論が交わされました。(文責 | 奥田太郎)



第三回懇話会

2007年6月18日(土)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階Pルーム

瀬口昌久先生(名古屋工業大学)

「ユニバーサルデザインの法と倫理」

瀬口先生はまず肩ならしとして、今回の講演を聴きにきた聴衆のユニバーサルデザイン(以下、UD)理解度チェックを行い、UDの基本的な部分をインタラクティブに解説しました。その上で、2006年1月に起こった東横インの不正改造問題からの教訓、そして、2006年に公布施行された「バリアフリー新法」のメリット・問題点に言及されました。

瀬口先生は、東横イン問題について、事件の経緯、違反事項、制度的不備等の問題点を詳細に説明し、そこから、近年の一連の企業不正(耐震偽装、東電トラブル隠蔽、フェロシルト問題、ジェットコースター事故etc...)に共通する問題点を5つ挙げました。すなわち、(1)監督すべき行政機関に審査する専門能力・人材がない、(2)最終書類審査をパスすれば、その後の長い運用の期間に査察やチェックを行わない、(3)専門知識と技術をもった独立した第三者機関が定期検査をしない、(4)法令違反への罰則が軽い、(5)故意の偽装や不正を見破ることが不可能な安価で無力な社会システムが温存される、という5点であり、これらの結果、公衆への被害が発生したり、不正が告発を通じて発覚したりして、案件処理のために莫大なコストがかかることになるわけです。瀬口先生によれば、こうした問題点は、新興企業のバブル後の「勝ち組」に共通する経営戦略に反映されています。それは例えば、技術革新ではなく規制緩和と政策を利用して従来よりも格段に安いサービス・商品を販売する戦略であり、また、コスト削減のためのサービスの特化と安い労働力の利用、安全・環境・福祉のコストのミニマム化、利益追求を最優先した大規模で急速な事業拡大などです。そして、そうした戦略の綻びを処理するために社会が背負うコストが大きい一方で、不正企業自体はそれほど大きなダメージを受けないことも多い、と問題点が指摘されました。

続いて瀬口先生は、法律・条例とUDとの関係について言及し、建築基準法や改正ハートビル法はあくまでも最低限の基準にすぎず、それに対してUDは本来的には継続的改善を求め続ける「運動」である、と述べます。そもそも米国でUDが発展したのが「障害をもつアメリカ人に関する法」(Americans with Disabilities Act: ADA)が成立した1990年以降だったのです。日本では、2005年に策定された「ユニバーサルデザイン政策大綱」に基づいて2006年にバリアフリー新法ができたわけですが、瀬口先生はUDへの取り組み方に日米間で差があると論じます。瀬口先生によれば、米国では、公民権運動の広がりにもよって、障害者差別の禁止と障害者の権利保

障を基本に、障害者の平等な社会参加を広く実現する方法としてUDが位置づけられ、連邦政府によるUD関連NPOの支援が行われてきたのに対して、日本ではUDは、超高齢化社会対策としての政府の政策や自治体の条例の中に取り入れられ、多くの企業によって超高齢化社会の市場開拓を目標に取り組みされているのが実態です。確かに、国土交通省が掲げるバリアフリー新法のメリットは、「重点整備地区における移動等に係る円滑化の事業の重点的かつ一体的な実施」と「住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置」であり、そこに一定の意義を認めることはできますが、しかし問題点も多い、と瀬口先生は指摘します。

瀬口先生の考えるバリアフリー新法の問題点は以下の6点です。(1)高齢者や障害者の「利用する権利」「移動する権利」が明記されていない。(2)法令に違反した事業者への罰則規定が軽い[米国のADAでは、初犯に約600万円以下の罰金、再犯には約1200万円以下の罰金。日本の場合には20万円以下から300万円以下の罰金。]。(3)監視員制度がなく、法令違反を市民が訴える専用の窓口や手続きの明記がない[情報のユニバーサルデザイン化の遅れ]。(4)特定建築物の規模(2000平米以上)が大きすぎる。1日の乗降客5千人以上の駅だけをバリアフリー化の対象にしている。(5)基本構想提出や協議会設置は義務ではなく、実際に実行している市町村数も少ない[権利ではなく福祉というUDの位置づけ上、地方財政の窮乏という現状では後回しにされがち]。(6)新法の特例[税制上、低利融資、容積率に関する特例]の悪用が懸念される。これらの問題点は、市民の生活権としてUDを位置づける視点の欠如に集約される、と瀬口先生は考えます。ただし、UDの継続的改善の運動という側面を法制度に取り込んでいく点、行政と市民の継続的パートナーシップ構築の第一歩となりうる点など、改善のスパイラルアップを可能にする制度としてのバリアフリー新法の可能性も積極的に評価しなければならない、と指摘されました。そして、講演を締めくくるに当たって瀬口先生は、そうした地方自治体と市民のパートナーシップ構築のプロセスにおいて、両者を



つなぐ言葉の発見と実践が重要であり、そこに哲学者は議論の質を高めるファシリテーターとして関わっていくことができるだろう、と哲学者としての自らの果たしうる役割を説明しました。

その後の質疑応答では、UDと市場性の問題、誰もが使えるがゆえの危険性という問題、福祉重視型社会の積極的側面の評価の問題、厳罰化の是非という問題、批判的視座としてのUDを社会に定着させるための仕組みのあり方の問題などについて議論が交わされました。(文責 | 奥田太郎)

第四回懇話会

2007年6月23日(土)

南山大学名古屋キャンパスL棟9階会議室(910)

吉川元先生(上智大学)

「国際平和と人間の安全は両立するのか」

吉川先生はまず、ソ連・東欧の研究、CSCE(欧州安全保障協力会議) / OSCE(欧州安全保障協力機構)の研究から、予防外交、平和構築、人間の安全に関する研究へ、というご自身の研究履歴から語り起こし、今回は、「国際平和という問題と人間の安全という問題が果たして両立しうるのか」という問題提起をしたい、と述べました。

その背景として、1970年代に国際関係の緊張が緩和され核戦争の可能性が減少し平和が訪れるという世の流れに対して、サハロフやソルジェニーツィンら東側の反体制派が緊張緩和と反対の声を上げていた、ということがあります。当時彼らに対しては、戦争を求めるとかという非難が浴びせられたわけですが、彼らの問いかけは、国際平和と人間の安全は実は結ばれず、国際平和であっても人権の侵害、人間の生命の安全への脅威が継続する、という問題提起だった、と吉川先生は指摘します。その渦中に日本も置かれており、たとえば、東アジアの緊張緩和、国際平和の実現へと日本政府が舵取りをすることで、金正日体制が維持され北朝鮮の人民の安全が日常的に脅かされる、という状況の持続に間接的に同意したのであり、われわれは、国際平和をとって北朝鮮の人たちの安全を売った、ということになります。吉川先生は、誰のための平和なのか問われなければならない、と述べます。

そうした問いに取り組むために、吉川先生は国際政治の近現代史の特徴を指摘します。19世紀後半から20世紀初頭にかけては、「文明国」「一等国」と「野蛮国」という識別が、ヨーロッパのか非ヨーロッパのかという軸の中で行なわれていましたが、1917年のロシア革命を契機とした非ヨーロッパ的国家的モデルの誕生、第二次世界大戦後の共産圏の拡大によって、国家や統治機構のあり方をめぐる主権基準競争が始まります。これにより、ヨーロッパ的な国でなくとも存続が許されるという状況が生まれたわけです。さらに、1950年代から60年代にかけての植民地解放により、第二次世界大戦直後はタブー視されていた「自決権 (self-determination)」という概念が国連総会で定義され復活します。これ以後、国際政治上の自決権は、植民地の無条件解放、および、内政不干渉という二つの意味をもつこととなります。しかしこれは相当危うい原則の導入だった、と吉川先生は述べます。

冷戦が深刻化した1960年代において、東西関係における平和共存とアジアにおける平和共存という二つの文脈において「平和共存」が模索されました。とりわけ後者は、インドと中国による平和5原則やバンドン会議の「平和10原則」に象徴されるものであり、その背景には、外的な脅威に加えて内部脅威があった、と吉川先生は指摘します。というのも、アジア・アフリカ諸国の大半は、植民地時代の境界線をそのまま引き継いで成立しており、その内側には「国民」が存在しないため、地理的な意味での国の分裂可能性、および、統治の正当性の脆弱性（クーデターの頻発）という二つの内部脅威を抱え込むことになったからです。それゆえ、そうした諸国の安全保障の最大の課題は「強靱な国」づくりであり、自分の国を好き勝手につくることにお墨付きを与える自決権を強く求めることになるというわけです。

こうした歴史的経緯を示した後、吉川先生は、冷戦期のアジアでは、国家間の戦争よりも「国家と社会の戦争」が頻発していたという事実を、ハワイ大学のランメルによる「デモサイド (Democide)」研究に依拠しながら提示しました。デモサイドとは、平和な時期に政府が政治目的をもって自国民を殺害することです。ランメルの研究によれば、1900年から1999年までの20世紀のデモサイドによる死者の総計は、2億6200万人であり、20世紀の戦争の犠牲者数は4000万人であるとされています【以下のURLにて詳細を知ることができる。http://www.hawaii.edu/powerkills/20TH.HTM】。吉川先生は、戦争の犠牲者数よりも政府が国民を殺した数の方がはるかに

多い、という数値の意味を考える必要がある、と指摘し、内政不干渉原則を規範とする国際平和の下で、政権が国際社会から何の干渉も受けずに自国民を殺害することが起こって来たのであり、人間の安全を考えるならば、戦争対平和の二項対立的図式に基づき、人を殺すか否かで戦争反対／平和賛成とする議論は成り立たなくなるのではないかと述べました。戦争は起こっていない、それゆえニュースにもならない、しかし、今もなお政権が自国民を殺害している、という現状に対して、内政不干渉と自決権の尊重に徹する従来の平和共存路線を維持すべきなのか、それとも、より民主的で人間の安全を保障するような政権になるよう国際社会が干渉すべきなのか。吉川先生は、後者を選ぶ方向性を示唆しながらも、「壊してはならない体制」の存在にも留意し、問題の解きはぐし難い複雑性に言及して論を結びました。(文責 | 奥田太郎)

第五回懇話会

2007年7月21日(土)

南山大学名古屋キャンパス本部棟3階会議室 AB

猪木武徳先生 (国際日本文化研究センター)

「経済学における厚生概念と人間の幸福

—「所得」と「比較」について—

経済学と倫理学はもともとは根底で緊密に繋がっているはずですが(「厚生」と訳される welfare & happiness)、経済学が分科独立して、「厳密思考 (exact thinking)」を求めようになる過程で、倫理学が対象とする「幸福 (happiness)」に対して、「厚生」の概念を狭め「効用 (utility)」を中心に置き、その数量化によって益々独自の存在意義を増していったように見えます。では、その「効用」から人間の幸福にかかわる現実はどうのように捉えられるでしょうか。それは「所得 (income)」や「国民総生産 (GNP)」更には「国内総生産 (GDP)」という指標によります。さて、この指標を手掛かりに最近の不平等論・格差論を検討するとどうなるでしょうか。猪木先生は、結論としては、1980年代以降所得格差の拡大が見られるのは否定できないが、日本の場合は外国におけるほど大きくはないとの由です。その一つの学問的な理由としては、「平均と散らばり (歪み)」が場合によっては真実を隠す作用を有するからだと言われます。GDPの数値推移の背景に現実に存在する要因として、例えば、高齢者の占める割合の変化であるとか、正規及び非正規の被雇用者の間での格差であるとか、様々な要因が複合的に作用しあっているのですから、これらを丹念に調査確定する必要がありそう

です。グローバリゼーションやIT関連産業の擡頭についても、同様に様々な側面を眺める必要があると猪木先生は指摘されました。

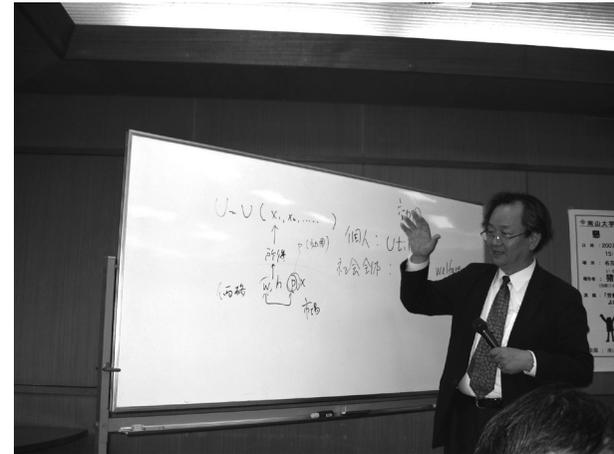
ところで、所得格差あるいは賃金格差をもたらした大きな要因として複製技術があることを、猪木先生は芸術家やスポーツ選手を一例に挙げて分りやすく説明されます。CDやDVDの普及と、経営的戦略によってスターに仕立て上げられた者の商品とが結合されますと、莫大な売り上げと収益とがもたらされることとなります。こうした事態は、昔は不可能でした。芸術家が自分の作品を市場で売りさばくなどということは相当困難でした。スポーツ選手による〇〇レッスンなどの類も、その選手でなければならない強い理由はないかもしれませんが、一旦マーケットの戦略に乗ることができてしまえば、そうでない場合とは雲泥の差が発生するというわけです。

さて、社会秩序がそれなりに安定するためにはどういう条件がそろうことが好ましいでしょうか。それは、アリストテレスがいう「安定的な中間層」が見られることではないでしょうか。そして、これとの関連で、ヒュームやアダム・スミスの見解を紹介されつつ、考察は更に展開されていきました(例えば、大きな不均衡や格差は、両者の関係を切断して、隔たった者との比較を困難にし、比較の効果を減少させるなど)。社会秩序の安定を考えていく上でおそらく重要であろうことは、人々が仮に(あるいは現に)存在する所得格差をどういう風に感知するか(受け容れるか、perceiveするか)に掛かっていると、猪木先生は語られます。

尚、我々凡人の間に見られる比較と嫉妬といった感情が見られるが(ヒューム)、多くは相対的ではない中で、とくに怨望(他人をどうにかして引き摺り下ろそうとする感情)はどうみても悪徳であると、福沢諭吉の説が紹介されました。また「社会秩序と階層」との関連で猪木先生は、アダム・スミスが重視した「虚栄心」と人間社会の問題を解説されました。スミスに関連して更に「人々は比較する」という項目のもとで、孤独・拘束下にある人間の行動について極めて興味深い逸話(牢獄に監禁されたローズン公爵の蜘蛛に興ずる話)を、そして、類似

の事例がみられる映画の話(刑務所に収監された受刑者が「鳥博士」になるという話)を紹介されました。スミスからの引用。「一般に好条件に恵まれた人の心は、恐らくいっそう速やかに落ち着きを回復するとともに、何らかの形ではるかに優れた娯楽を見出すに違いない。」

GNP(国民総生産)からGDP(国内総生産)への統計の表示が変化した事情を説明された後、猪木先生は、このGNP概念精緻化の功労者がグダヤ系アメリカ人サイモン・クズネッツであったこと、その概念が最終的に完成されるのは、彼をリーダーとしたアメリカの経済研究所 National Bureau of Economic Research においてであったと語られました。しかし、この新しい有力な指標とて完璧ではありえず、様々な批判に曝されることになったようです。市場化された経済であればあるほど、GDPは膨張する傾向にあるとのこと。確かに、よく引き合いに出される例は、家事労働に関わる問題でしょう。猪木先生は、東南アジアでの実例なども紹介されました。また、統計データとしての正確度という観点からも問題があるとのことでした。



更に、理論的な批判も重要であるとのこと。それは、現在GDPが消費(に対する支出)と投資を足し合わせていることに向けられます。これに関するいくつかの問題点の説明をされた上で、そうした批判の結果の動きとして、厚生概念を狭めて消費だけに限定したより厳密な考え方を採るべきであるとの考えが主張されていると紹介されます。

しかし、他方では、正に反対の考え方も生まれてきており、それによりますと、厚生概念を所得だけで捉えること自体に無理がある、より広く「主観的な満足度」を直接計測すべしとの重要な提案があると紹介されました。「幸福の経済学」とか行動経済学と呼ばれている分野の重要な提言であって、それは、厚生を考える場合所得や果ては消費だけに限定して考えるのではなく、むしろ所得以外の諸要因(健康、仕事、人々との信頼関係など)をもっと重視し、直接それらを観察可能な形でデータとして集めて、それをもって今国民全体の厚生がどういう状態なのかということに診断しようというのです。もっとも、これはGDPを完全に止めてしまえという主張ではないとも言います。

この厚生概念をひろげようという方向性は、一つには既によく知られていますように、アマルティア・センの capability 概念の導入によって有力に示されています。経済的な選択に参加できない人々が社会に存在している。そうした人々の満足なり不満足をきちんと捉えない限り、GDP の概念はかなり大きな欠陥をもつと指摘しました。このような一般の市場行動に現れないもの、例えば、失業状態にある人が今のように感じているかという、その perception なり subjective well-being なり、そうした主観的な評価を無視して厚生概念を組み立てることは無理がある。このように猪木先生は説明されました。

また、「幸福」と所得の関係についてみましても、或る basic needs 以下の状況では幸福と一人当たりの所得には明白な関係が認められるけれども、basic needs が満たされた後になると、それはかなり不安定な関係になってしまうことが判ってきたと言います。私たち一般人の感覚からするとそれは当然のようにも思われるのですが、ここで猪木先生は次のように言われました。Assertion is easy, demonstration is difficult. 「幸福の経済学」関連の論文を読まれた後の先生の感想は、色々なデータの収集と分析の結果、上記の事態がかなりはっきり言えるようになってきたのだそうです。

猪木先生のご講演は、最後に revealed preference と expressed preference に言及され、アリストテレスの言葉で締めくくられました。

「おおよその出発点から論じて、同じくおおよその結論に到達しうるならば、それを持って満足しなければならないだろう。・・・その事柄の許す程度の厳密さを、それぞれの領域に応じて求めることが教育あるものにはふさわしい」。

講演後も活発な質疑応答が交わされました。(文責|山田秀)

第六回懇話会

2007年10月20日(木)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階Pルーム

「保護する責任の倫理的基礎・歴史的展開」を統一テーマとして、講師に東北大学ジェンダー法・政策研究センター COE フェローの池田丈佑先生、ならびに、日本学術

振興会特別研究員 (PD) の上野友也先生をお招きしてご講演いただきました。

第1報告

池田丈佑先生 (東北大学 COE フェロー)

「ポスト・ホロコースト人間救出原理としての

「保護する責任」

池田先生は、「なぜ、国境を越えたところにある他者の苦境に、私たち、あるいは国際社会が応じなければならないのか、応じるべきであるのか」という問いに国際関係論が十分な解を与えていないと提起をされた上で、「保護する責任」の倫理的基盤としてしばしば挙げられる人権概念に基づく人間救出の論理について紹介されました。

しかしながら、この人権論では「権利」概念に基づいた考え方であるゆえに、権利の主張できない者を保護するときに限界があります。池田先生は、そのような限界を乗り越えるために、新たな枠組みとしてホロコースト後の世界における人間救出原理を構築することを試みます。その作業は、功利主義、サマリア人原理、カント倫理学によってそれぞれ導き出される指図、義務を導く論理を、人間の「脆さ」によって連結させるというものであり、これによって生み出された人間救出原理が「保護する責任」の倫理的基礎になり得ることを提示されました。

第2報告

上野友也先生 (日本学術振興会特別研究員 (PD))

「紛争被災者に対する「保護する責任」

—国際人道支援の150年—

上野先生のご講演では、赤十字国際委員会の誕生から現代までの人道支援活動を概観しながら、人道支援とそれに伴うディレンマが明らかにされました。国際人道支援の限界として、特に人道支援を行う「保護者」の保護の問題、および、紛争当事者による人道支援の戦争転用の問題を、ソマリア、ボスニア、ルワンダなどの事例に触れながら、指摘されました。その上で、人道支援に必

要な独立性・安全性をどう確保していくのが課題であると同時に、人道主義に基づく被災者保護が原則でありながらも、その限界に直面した場合は、(あくまでも例外的措置として) 国境を超えた武力介入を想定する連帯主義も必要になると結論付けられました。

その後、1時間強に及ぶ総合討論では、倫理的諸問題の概念化から武力介入に伴う具体的課題に至るまで、多岐にわたるテーマについて活発な質疑応答が行われました。(文責|中野涼子)



第七回懇話会

2008年1月17日(木)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階Pルーム

眞嶋俊造先生 (北海道大学博士研究員)

「保護する責任? 一人道的武力介入における

民間人保護を巡る一考察—

眞嶋先生はまず、1990年代以降の国際情勢に言及し、カナダ主導の『保護する責任: 介入と国家主権に関する国際委員会報告書』(2001年)に端を発する概念「保護する責任」の概略を説明した上で、「保護する責任」という枠組みの中での人道的武力介入について、批判的な検討を試みました。「保護する責任」では、責任を果たしていない国家に対しては他の国が軍事力を用いてその責任を肩代わりすることが例外的に正当化される、という議論が展開されます。眞嶋先生によれば、こうした「保護する責任」における武力介入の是非を問う基準は正戦論の焼き直しであり、そこでは、「比例の原則」(「軍事上の標的に対する攻撃が計画もしくは実際に遂行される時には予期される軍事的利点が攻撃によって惹き起こされる民間人への付随的被害に対して釣り合ったものでなくてはならない」という原則)に基づいて民間人犠牲者の問題が扱われています。「比例の原則」は解釈や適用に関して柔軟であるがゆえに、その運用には恣意的な操作の可能性がつきまとい、政治的動機に基づいて民間人への危害を正当化するために利用されかねないものである、と指摘されます。こうした問題のある原則に基づいている以上、「保護する責任」の取り扱いには慎重にならざるを

えない、というわけです。

しかしながら、「保護する責任」の正戦論的問題は、そもそも人道的武力介入それ自体が不可避免的に直面する民間人保護のジレンマ由来している、と眞嶋先生は分析します。そのジレンマとは、まず第一に、他国の民間人を保護するために自国の戦闘員を犠牲にするのかということであり、それはさらに、自国の戦闘員を保護するために標的国の民間人を犠牲にするのか、と

いうより深刻な問題を抱えた、兵力保護と民間人保護のジレンマです。これについて「保護する責任」報告書が実質的な提言をしえているとは言い難い、と眞嶋先生は指摘しました。

眞嶋先生はさらに、人道的武力介入の核心にある解き難いジレンマとして、ある民間人を保護するために他の民間人を犠牲にするのか、という問題を挙げます。眞嶋先生によれば、人道的武力介入はある民間人を必ず犠牲にするが、介入をしないことによって他の民間人を見殺しにしてしまうことになるため、このジレンマを完全に解消することはきわめて困難です。それでもなお、部分的にでもジレンマを解消できるような方途を模索することには意味がある、と眞嶋先生は考えます。

そこで眞嶋先生は、「回復的正義 (restorative justice)」という概念を「保護する責任」論に導入しようと試みます。人道の名の下での武力介入によって民間人が犠牲になることは正義に反することであり、それゆえ人道的武力介入の民間人犠牲者は不正を被った者とみなせません。また、そうした不正を為した介入側に過失があるならば、介入側には民間人犠牲者の権利の擁護や被害に対する補償が求められることになります。人道的武力介入による犠牲は過失なしには起こりえず、それゆえ民間人犠牲者に対する回復的正義が必要とされるわけです。眞嶋先生は、「被害者の必要とするものを認識し、真実の究明、謝罪、原状回復、補償という手段での復旧義務を加害者に課すことで、関係を修復する」という回復的正義の原理は国際的なレベルでも適用可能であると考え、国際人道法や国際慣習法などを通じた犠牲者の法的救済の射程と限界を吟味します。そうした法的救済の有効性を認めつつも、

眞嶋先生は、現状ではそれらが戦闘員による直接的・意図的攻撃の犠牲者だけを補償の対象にしており、軍事施設の爆破などの（比例の原則に則った）「合法的な」攻撃の間接的犠牲者が除外されていることを問題視するのです。

復旧を実現する方法としては、紛争の終息と復興可能な状況の存在を前提とすれば、原状回復、補償、回復支援、充足と再発防止保証の4つが考えられますが、紛争継続中に復旧が必要となるような、前提条件を欠いた事態は稀ではないため、そうした状況下での方策を考えるべきであり、その方策として考えうるのは、補償、および、限定的な充足（具体的には謝罪）であろう、と眞嶋先生は述べます。こうして、実質的な補償と謝罪を介した犠牲者の復旧を人道的武力介入に伴う責任の一部として明確に定め、この責任の履行を人道性の証しとすることが重要であり、そうした考慮なくしては「保護する責任」論は有効たり得ない、と結論されました。

講演後の質疑応答では、殺すことと見殺しにすることの区別をどう考えるのか、武力介入の手段として容認できるものは何かを問う必要があるのではないか、介入への経済的支援をどのように評価するのか、今回の議論では、人道的武力介入を正当化する論理としてどのようなものが想定されているのか、暴力によってなされたものは根本的に修復できないということなどをどの程度重く受け止めるべきか、といった点をめぐって議論が交わされました。（文責 | 奥田太郎）



第八回懇話会

2008年3月8日（土）

南山大学名古屋キャンパス N 棟 3 階会議室

梅澤彩先生（椋山女学園大学）

「代理懐胎をめぐる法政策の現況と展望

—日本学術会議における議論を参考に—

梅澤先生はまず、1990年代から今日に至るまでの代理懐胎の動向を概説し、国・政府側の報告書で禁止の報告がなされる一方で、代理懐胎による出産が試行され続けてきた経緯を紹介しました。続いて、代理懐胎をめぐる法政策の現況が詳しく述べられました。平成12年12月に出された「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助

医療のあり方についての報告書」では、代理懐胎は禁止する旨が記されています。ここでは、「人を専ら生殖の手段として扱ってはならない」という原則が確認され、代理懐胎が「第三者の人体そのものを妊娠・出産のための道具として利用するもの」とみなされています。また、安全性への配慮という点で、妊娠・出産に伴う生命の危険は許容限度を越えているとみなさざるをえないこと、代理懐胎者と依頼者の間に生じうる子をめぐる深刻な争いが「生まれてくる子の福祉」にとって望ましくないこと、などが禁止の論拠として挙げられています。

そして、平成15年4月の「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」でもやはり、代理懐胎の禁止が結論されており、その論拠は基本的に平成12年の報告書を踏襲するものでした。ただし、この二つの報告書の相違は主として、幸福追求権の侵害、

争いの発生の不確実性などを指摘する反対意見が少数意見として紹介されたり、「専門委員会の基本的考え方に真っ向から反するもの」という表現が「基本的考え方に反するもの」に、さらに、「到底容認できるものではない」という表現が「容認できるものではない」になるなど、やや譲歩が見られる点です。

また、平成15年7月の「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案」の「補足説明」では、代理懐胎は民法上、公序良俗に違反して無効となると考えられるため、「特段の法的規律をしない」とされています。そして、実際に代理懐胎によって出生した子が現れた場合には、母子関係についてはこの試案の規律が適用され、父子関係については現行民法の解釈に委ねることが確認されている、と梅澤先生は説明しました。

医学領域の動きとしては、日本不妊学会（現在、日本生殖医学会）が、平成4年11月の『「代理母」の問題についての理事見解』で、討議の呼びかけをおこなっており、日本産科婦人科学会は、平成15年4月の「代理懐胎に関する見解」で容認しない旨を表明し、続く平成20年2月13日の「日本産科婦人科学会会員各位への『代理懐胎について』の急告について」では国の方針提示までは慎むようにというメッセージを発していることが紹

介されました。

また、法学領域の動きとしては、日本弁護士連合会が、平成12年3月の「生殖医療技術の利用に対する法的規制に関する提言」や平成19年1月19日の『「生殖医療技術の利用に対する法的規制に関する提言」についての補充提言—死後懐胎と代理懐胎（代理母・借り腹）について—』で、濫用の禁止、子の人権と法的地位の確立等の理由から禁止することを述べています。裁判例としては、最高裁平成17年11月24日決定（明石事件）と最高裁平成19年3月23日決

定（東京事件）が紹介され、海外で代理懐胎による出産を依頼し、出生した子を国内で嫡出子として届け出たことに対し、親子関係の確立ができないとして届け出を退けるという判断が下された経緯が簡単に説明されました。

続いて梅澤先生は、日本学術会議における代理懐胎の許容性と親子関係をめぐり議論を整理して紹介しました。代理懐胎の許容性については、医学的・技術的側面（代理懐胎者の危険ゆえの年齢制限の必要性、子に及ぶ危険等）、倫理的・社会的側面（自己決定権、子の福祉、懐胎中断等に伴う倫理的諸問題等）、法規制の是非とその内容といった点を踏まえて、(1) 代理懐胎は法律によって禁止すべきである、(2) 営利目的による代理懐胎は処罰すべきである、(3) 代理懐胎の試行は考慮されてよい、という結論が出されたとのこと。他方、親子関係については、法的地位確定の必要性、判例と民法上の親子関係、代理懐胎の試行といった点を踏まえて、(1) 分娩者=母ルールが適用されるべきである、(2) 養子縁組によって親子関係を定立することは認めるべきである、(3) 外国で行なわれた代理懐胎、国内の試行の場合も上記2点を原則とすべきである、という結論が出されたとのこと。

こうした現状を受けて梅澤先生は、残された課題について自らの見解を披露しました。まず、試行の実施に際しての具体的な制度整備について、実施の可否の決定権の所在の明確化、代理懐胎の依頼者・懐胎者・実施医療機関の資格の判断基準の設定、個人情報開示の問題などが課題として提示されました。また、代理懐胎契約の効力と契約内容について、公序良俗違反と言えるのか否か、禁止行為が実行された場合の私法上の効力はどうか、



標準的な契約書モデルの確立などが課題となります。さらに、代理懐胎による子の法的地位の確立については、分娩者=母ルールと養子縁組の組み合わせでよいのか、特別養子縁組を認めるのか、といった課題、そして、代理懐胎による子の出自を知る権利については、AID（非配偶者間人工授精）と同様に考えてよいのか、渉外事例の知る権利の確保をどうするか、といった課題がある、と指摘され、講演が締めくくられました。

その後の質疑応答では、高齢の女性が出産するのはなぜだめか、学術会議が禁止しつつ試行を認めるのはどういうことなのか、妊娠中の出生前診断や出産時の事故への対応をめぐって、正常な子を求めることはどのように扱われているのか、父子関係と母子関係の非対称性の問題などについて議論が交わされました。（文責 | 奥田太郎）

研究会

2007年10月11日（木）

南山大学名古屋キャンパス N 棟 3 階会議室

鈴木貴之先生（南山大学人文学部人類文化学科）

「脳科学と社会—司法制度への影響を例として—」

鈴木先生はまず、自身の研究領域である「心の哲学」と今日のテーマとのつながりに言及しました。その後、神経倫理学（neuroethics）の4つの問題圏〔(1) 脳科学研究遂行上の倫理的問題、(2) 脳科学の知見の応用に関わる倫理的問題、(3) 脳科学の知見の社会制度への影響に関わる倫理的問題、(4) 脳科学の知見が自由や宗教などに及ぼす影響に関わる倫理的問題〕を指摘して、今回は第三の問題圏に属する問題、すなわち脳科学の知見がもたらす刑事司法制度への影響について論じる、と述べました。

現行の刑事司法制度の問題点として一般に指摘されるのは、犯罪者とりわけ性犯罪者の再犯率が高く、なかでも特定の人が再犯をしている、という状況に対応できていないということです。ここから、矯正効果のない特定のタイプの人間が存在しているのではないかと、という疑いが生まれてきます。たとえば、何らかの異常が原因で反社会的な行動を起こしやすく、矯正効果が見込めない、とされる「精神病質者」と呼ばれる人びとがいますが、彼らの性質は脳の異常に関係しているか否か、とい

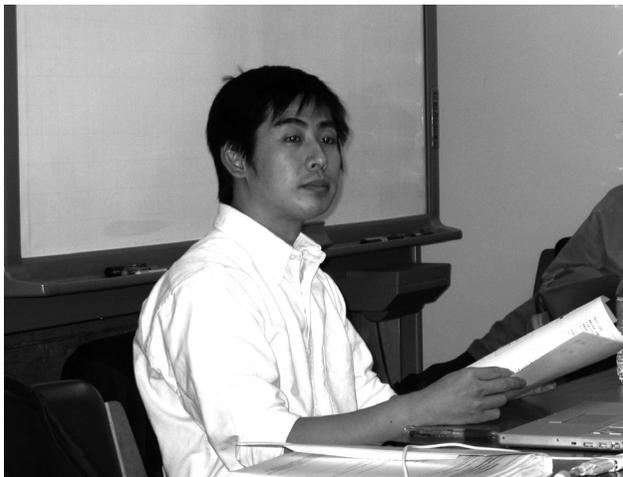
うことが脳科学によって研究されています。鈴木先生は、PET (positron emission tomography: ポジトロン断層法) によって脳の活動を画像化してみると、殺人犯とそうでない人との間には前頭前野と呼ばれる部位の活動に大きな違いがみられた、という研究結果をはじめ、脳には感情、社会性、道徳性を司るシステムがありそうだ、という仮説に基づくいくつかの脳科学の研究成果を紹介しました。ただし、精神病質の原因を脳の特定部位に位置づけることはまだできておらず、脳に異常のある人、精神病質者、犯罪者を重ね合わせることはできない、ということに留意しなければならない、と鈴木先生は指摘します。

しかし、仮にそうしたことが研究によって将来的に明らかになるとすれば、刑事司法制度にどのような影響が及ぶのかをあらかじめ考えておくことは有益であろう、と述べられ、脳科学の進展にともなって発生すると思われる問題点が挙げられました。精神病質者は知性に問題があるわけではないので、責任能力はあると判定されるのが普通です。しかしながら、刑罰を科しても効果はないので、出所後の再犯につながるわけです。すると、刑罰に替わる新しい処置が必要だということになり、脳の異常の治療、すなわち神経科学的な介入(たとえば、薬物の投与、外科手術)が考慮に入ってくる可能性があります。鈴木先生は、そうなればさらに、犯罪が起こる前に予防的な介入をするべきだ、という方向へ流れることが予想される、と指摘します。犯罪の原因は脳の異常=病気であるので、予防措置をとる必要がある、とされてしまうわけです。

実際に、「反社会性の原因になるような腫瘍を摘出することは、弾丸を患者から摘出することと同じようなことである」と述べる米国の哲学者ポール・チャーチランドをはじめ、反社会性とその対処について医療モデルで捉える論者は多い、と鈴木先生は述べます。こうした考え方の問題点として、ロボットミー手術の悪夢の再来が指摘されるでしょう。しかし、これに対しては、かつてのロボットミーとは異なり、現代の神経科学的介入は「正しい科学的知見」に基づいているのだ、という応答がありうるし、また、権利という観点から、刑務所に収容して自

由を奪うことと、脳の異常を「治療」することとを比べれば、前者の方がより大きな権利侵害ではないか、と論じられることもあります。さらに、医療モデルで問題を捉えると、そうした「治療」が原理的に不可能であることが明らかになった場合に、潜在的犯罪者の早期発見・永久的隔離に踏み切る必要性が主張されることにもなるでしょう。鈴木先生は、こうしたことは現代の刑事司法制度の基本原則に反しており正当化しがたい、と指摘し、さらに、あらかじめ脳に異常があることが判明しても、そのことが犯罪をおかすことに直結するわけではないので、実際には犯罪が実行されるまでは脳に異常がある人びとに介入することは許されないだろう、と論じます。

最後に、脳科学が明らかにすると期待される成果に基づく科学的な枠組みと、伝統的・常識的な社会の枠組みがどのように併存しうるのか、という鈴木先生自身の問題関心に論が及び、人間性や道徳性に関わる脳科学が発展していくことによって、われわれの人間性理解や道徳性理解を改めることが求められるかもしれない、ということをお話の射程に入れておく必要がある、と問題提起がなされ講演が締めくくられました。その後の質疑応答では、脳の正常と異常の判定に関する科学的妥当性の有無、神経科学的介入の科学的妥当性が疑わしい現状での神経倫理学の役割、脳の構造や機能とアウトプット(犯罪行為)の対応関係に限って倫理を論じることの可否、精神鑑定の信頼性と脳鑑定の必要性との関係、刑罰の果たす被害者感情の救済という側面との関係などについて討論されました。(文責 | 奥田太郎)



活動報告

ワークショップ2007報告

去る2007年9月18日、「公正と平和」研究プロジェクト・ワークショップ2007「9.11事件以降の日本とイスラム—21世紀国際社会のビジョンを求めて」が開催された。以下に、報告、コメントの概要を紹介する。

1. プログラム

■報告

- (1) 「文明的使命感と利害関係の複合の問題点—米国とイスラムの関係に見られる諸矛盾—」
マイケル・シーゲル(南山大学社会倫理研究所・准教授)
- (2) 「湾岸戦争の米国の中東政策が中東にもたらしたもの—民主化支援論をどう超えるか—」
中西久枝(名古屋大学大学院国際開発研究科・教授)
- (3) 「国内規範のダイナミクスと日本外交」
中野涼子(南山大学社会倫理研究所・研究員)

■コメント

- (1) 藤本博(南山大学外国語学部・教授)
- (2) 半澤朝彦(明治学院大学国際学部・准教授)

2. 報告の要旨

(1) **マイケル・シーゲル(南山大学社会倫理研究所・准教授)**
「使命感と利害関係の問題点」を中心に、時代背景を考えてみたい。歴史家ホブズボームは20世紀を、第一次世界大戦(1914年)からソ連の崩壊(1991年)に至る「短い世紀」と定義している。しかし、私は、ソ連崩壊よりも、国連気候変動政府間パネル(IPCC)が報告書を提出し、湾岸戦争が発生した1990年のほうが20世紀の終わりにふさわしいように思うし、21世紀を歴史と捉えるようになれば、「温暖化」がメインテーマになるだろうことは疑いがない。また、IPCCが二酸化炭素の排出量の60%削減を提言した途端に、石油をめぐる湾岸戦争が起こったことの意味はもっと問われてもよい。



この点を、西洋文明が他の文化や文明に与えている影響という視点で考える必要がある。過去2、3世紀にわたり、西洋文明が世界規模に広まったことで、多くの文明や文化が壊滅的な影響を受けた。それを見直す必要があるのではないかと。また、植民地時代から続く国境問題も、依然として課題であることは疑いがない。

19世紀を重視する理由は、まず、環境問題や国境の問題など21世紀の課題の多くが19世紀に生まれた世界に由来するからである。また、ヨーロッパ人が入植して新しい国をつくったアメリカやオーストラリアのような国の場合、入植当時のヨーロッパの文化に大きく影響されている。アメリカの最初の入植は宗教戦争の時代で、オーストラリアの最初の入植は啓蒙時代であった。両方ともイギリスを起源としているので、文化的にはよく似ているが、宗教に関しては全く異なる。オーストラリアは極めて世俗的であり、アメリカは極めて宗教的な国である。

19世紀の初めには、自由・平等・博愛という理想があり、それが啓蒙時代を経て、ヨーロッパの優越と植民地主義へとつながり、社会進化論の普及を迎える。平等を唱えた世紀が結局、それを一番否定する理念で終わったのである。アメリカはそのような使命感がある世界から生まれ、宗教的な観念を持って自由主義を受け容れた。第二次世界大戦以降になると、国際政治・経済上の利害関係も絡んでくる。戦前の大恐慌のような状態に戻らないようにし、アメリカ経済のためには、アメリカの望むとおりの世界にしなければならないという考え方である。ブレトン・ウッズ会議やマーシャル・プランも、アメリカの理想主義、使命感、自分の利害関係が絡んでいる。

私たちがこういうものから抜けるには、ただアメリカを批判するだけでなく、近代ヨーロッパで生まれた19世紀の世界のあり方そのものを見直さなければならないのではないかということ、問題提起としたい。

(2) 中西久枝 (名古屋大学大学院国際開発研究科・教授)

ヨーロッパとアジアがイスラム社会とアメリカとの相互理解にどう貢献できるのか。この問題を日本人としてどう捉えていくかということを決めるのが今回の問題提起としたい。そこで、①湾岸戦争後のアメリカの中東政策の特徴、②中東諸国の政治・経済・社会・文化への影響を中心に、日本がヨーロッパと協力できることは何かということも交えて報告したい。

アメリカは2001年までにイランとシリア以外の各国に米軍基地を設けることに成功した。この基地化政策とともに決定的なものとして、1980～1988年の8年間にイラン・イラク戦争があり、さらにイラクのクウェート侵攻が起こったが、それ以降、2001年のアフガニスタン内戦に至るまで中東においては複数の国家がかかわる戦争は一度も起きていない。それが基地化政策のインパクトであったと考えられる。それは、アフガニスタンの開戦前、あるいは、対イラク戦争の開戦前までは、基地化を通じてパレスチナ紛争を局地化することにつながった。その前提が、イスラエルの安全保障と中東の資源に対する支配であり、アメリカがグローバルパワーとしていかに自己イメージをつくり出し、それを実現していくかということであった。

湾岸戦争後の中東政策が中東にもたらしたものは何か。まず、テロの定義が曖昧で、状況次第でアメリカが規定しているという事実である。大量破壊兵器を持っている国がテロ国家であるという定義になる場合はイラクやイランを指し、イラクでの米軍の戦争を阻む勢力、現在はイランの革命防衛隊がそうだとされている。もう1つの問題は、トルコの穏健派イスラムとイランの過激派イスラムといった、単純な二項対立の構図でイスラムをとらえるという問題である。

ここで少し視点を変えて、現地の状況をお話したい。昔フランスのゴダールという映画監督の『このことあそこ』という映画があった。中東にも「こちら側」と「向こう側」という2つの世界が歴然と存在しているというイメージを自分は持っている。イランのアフガン難民ハザラ系の人々にせよ、パレスチナの人々が「アパルトヘイト壁」

と呼ぶ壁の存在にせよ、トルコにいるクルド系の人たちにせよ、同じ問題を抱えている。アメリカという他者によって、何が理想でどういう役割を演じなくてはならないのかということの規定され、それを果たさなければ制裁されるという地域が、現在中東に増えつつあるのではないか。またアメリカの同盟国も同じような役割を演じなくてはならない状況があると言えよう。人々に嫌み感情を抱かせ、人々が何を信じ、どのようなアイデンティティを持てばよいのかがわからなくなっているという状



況を生んでいるように思う。例えば、パレスチナ人の中では、いまやハマスに対する幻滅観が人々のあいだに起きている。トルコでは、トルコ人とは誰なのかというアイデンティティの問題を生み、イランでは、大統領は支持しないが、挑戦もしない。日常生活には事欠かない以上、現状維持でもいいという層が出現する。その結果、国家の政策と人々の意識の乖離が中東地域ではますます進んでいる。

結論として3つの点を指摘したい。アメリカのイラン攻撃が話題になっている中、イランはますます強大化している。この状況を変えるには、悪者は誰か、ということではなく、システムそのものをどこから変えていくのかという非常に本質的な問題が横たわっている。また、各社会の中に必ず存在する対話型の勢力を見逃すことなく、対話を続けていくことが重要である。最後に、アメリカの自己イメージの写し鏡としてのイスラムではなく、イスラム世界そのものが持っている社会的な価値や世界観を理解する必要がある。我々が受け取る情報はアメリカやヨーロッパのバイアスが入ったものが多く、イスラムについての理解も例外ではない。それをどのように是正するか、という問題が突きつけられているように思う。

(3) 中野涼子 (南山大学社会倫理研究所・研究員)

9.11事件以降の日本外交がどこに向かおうとしているのか、また、それがいかなる「外交アイデンティティ」に基づいているのかについて、問題提起をしたい。「外交アイデンティティ」というのは、日本が国際的に、あるいは地域的にどのような役割を果たしてきたのか、これから果たそうとしているのかについての、見方や考え方

という意味であり、国際関係論の中で「規範」という形で表現されるものと同じである。

近年の国際関係論の中では国内的な規範と外交政策の関係を重視する、コンストラクティビズム(社会構成主義)的な研究がさまざま出されている。日本の外交を見る上でも、国内的な事情は無視できない、つまり、国際的な環境だけでは日本の外交は理解できないだろうというのが、コンストラクティビストの発想であり、そのような観点から、今後の日本外交のあり方が問い直されていると思われる。

日本外交の外交アイデンティティをどういう形で見るかというときに、「自尊心」と「自己評価」という二つのキーワードが使えると思う。この2つは必ずしも独立した概念ではなく、相互に関連している。しかし、とりあえずは「自尊心」を「私が他人によって平等に扱われること」という意味で、また、「自己評価」を「他人によって自分が高く評価されること」という意味で区別したい。通常はこの「自尊心」と「自己評価」はかなり近いが、オーバーラップしているが、帝国の中に置かれた被抑圧者たちはこの2つが乖離あるいは緊張関係を持つことを余儀なくされるという形で説明されることが多い。

そのような観点で日本外交を見ると、日本外交の特徴として真っ先に挙げられるのは、非軍事に重きを置く、最近では、多国間的な枠組みを利用して軍力でない形で協力を図る、あるいは解決するという「民生大国」とでもいべきものがあると思われる。要するに、戦争体験を経て、日本は軍事的な形での問題解決の図り方でなく、民生の力を生かそうということで、特に1980年代、1990年代などは経済的な外交だけでなく、外交的なイニシアティブも言うようになってきた。これがある意味で「自尊心」の源流、日本の外交アイデンティティの1つとして挙げることができるだろう。

それに対して「自己評価」はどうか。日本はアメリカのいわゆる帝国のサポーターとしての役割を果たしてきた。1951年に日米安全保障条約が結ばれて以来、その枠組みを堅持し、日本自身の安全を守ることを目的としながら、最近では日米同盟を通じたアジア太平洋地域の安全保障への寄与も主張されている。日本は、日米安保の中で役



割を果たすことで、「自己評価」を向上させてきた反面、「自尊心」を傷つけられたこともある。近年の例では、湾岸戦争の際のいわゆる「小切手外交」への批判がある。それが民生大国としての日本のあり方の否定とまではいわないものの、従来の政策を問い直すことにつながっていった。「自尊心」が傷つけられた日本は、まさに帝国の一部としての「自己評価」を向上させようとしてきた。例えば、1996年の日米安全保障共同宣言、1997年の日米防衛協力のための指針といった合意は、アメリカから出されたナイレポートに対応するような形で締結されている。そういう枠組みから、9.11事件以降の日本外交を考えてみたい。

ケースとしては、1つは日本のアフガニスタンやイラクへのかかわり方、もう1つは対テロ戦争という枠組みの中で提示されたPSI(拡散に対する安全保障構想)がある。9.11事件は、日本にとっては確かにショックをもって迎えられたかと思うが、自国が攻撃を受けたわけではなく、ある程度の距離感があった。つまり、国内規範を180度変えたというほどのものではない。しかし、その後の外交を見ると、2001年11月に対テロ特措法ができ、2003年7月にはイラク特措法ができ、基本的にはこれらは国連安保理決議に基づいたものであると言われるものの、これらを通じて日米協力の枠組み、あるいは小泉・ブッシュの個人的信頼関係も強化されるということが主張されてきた。つまり表面的には人道的な復興支援といいつつ、それだけではないという構図が見えてくる。

これによって日本の「自己評価」は上がったわけだが、しかし、それで「自尊心」は満たされたのかというところ、むしろ両者の緊張関係がかなり高まったと言えるだろう。それは、アメリカに歩調を合わせることで、「民生大国」としてのイメージが損なわれた側面があるからだ。国内的な議論よりもアメリカとの関係が先に考慮されたからである。

また、PSIは、ブッシュ政権がWMD(大量破壊兵器)の拡散防止策をまとめた、国連の枠外の行動である。例えば、核不拡散条約(NPT)とか国際原子力機関(IAEA)を通じた不拡散のための枠組みがある一方で、PSIは有志連合という形で、アメリカの国家戦略に賛成する国だけが

協力している。そこにも、国連を迂回しているという意味で正当性の問題が生じる。アナン前国連事務総長も、国連安保理決議 1540 を通じた大量破壊兵器の拡散防止への努力を強調する一方、それが国連の枠組みの外で行われることの問題性を指摘している。この点は、中国、インドという大国の不参加を招き、PSI の実効性の面において疑問を投げかけている。その一方で、日本は PSI に一貫して賛成している。これまでも阻止訓練を行ない、2004 年にはホスト国となっており、また本年 10 月にも海上阻止訓練が行われる。またインドネシアとかマレーシアといった PSI への協力を消極的な国々への働きかけも行っている。

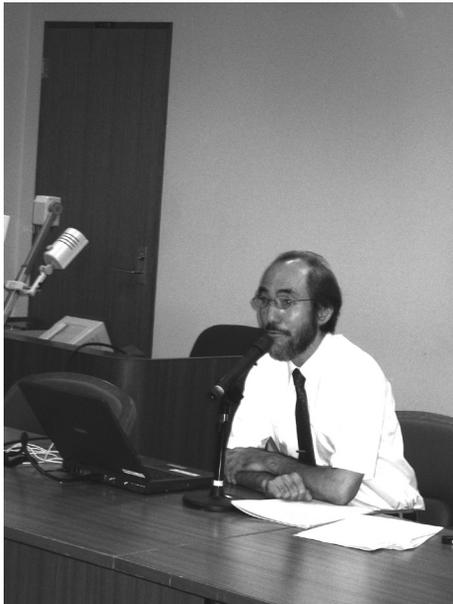
ただ面白いのは、外務省は PSI を輸出管理メカニズムの一部ととらえようとしているのに対し、防衛省は国家安全保障の一部と考えて自衛隊を派遣している、という「ねじれ」である。PSI も有志連合的なものであるがゆえに、国連や多国間の安全保障協力ではなく、排他的な性格を持っている。それゆえ、こうしたところに日本が参加するかしないかという決断をすること自体が、「自己評価」と「自尊心」の間の緊張感を高めるだろう。今後日本がどのような外交をしていくかといったときには、この「自己評価」と「自尊心」の緊張関係をいかにして調整するかということが最大の課題となるだろう。アメリカの個別利益とは一体何か。その個別利益と国連、あるいは国際社会の共通利益の判別をいかにして行うか。同時に、日本の国家としての国益は一体何か。その 1 つ 1 つを個別に考えていく必要があるのではないかと、そう思ったことが問われているように思う。

3. コメントの要旨

(1) 藤本博 (南山大学外国語学部・教授)

私はアメリカ外交を専門にしており、アメリカが行ってきた戦争の克服という視点で、21 世紀が 20 世紀の世界を変え、公正と平和の世界になっていくのかというテーマで研究している。

シーゲル先生のご報告に対して、アメリカの「使命感外交」の問題点に関連し、例えばヨーロッパと比べると、アメリカは一応反植民地主義を採っている。そのアメリカがイスラム理解には失敗したと思われるが、なぜ失敗したのかということをもっと教えていただきたい。



また、イスラム側での米国理解として、これもヨーロッパの旧宗主国とは違った形で、アメリカへの思い入れは社会の様々な層にあるのだということを中西先生は触れられたが、負の側面ではなく、閉鎖的な視野や狭窄的なナショナリズムに向かうのではなく、開かれた関係性の中でのナショナリズムに向かう回路としてアメリカへの期待はないのかどうかを教えてください。また、今回の報告の副題が「民主化支援論をどう超えるか」ということだったので、さらに補足的にいくつか教えていただきたい。

まず、イラク、イラン、レバノン、パレスチナ等々の国民的融和の促進の可能性について、当事者の間での努力に加え、さらに周辺諸国、国連、EU、日本、さらには市民的な NGO の努力があると思われるが、国民的融和を促進する可能性の手だてをどう考えたらいいのか。また欧米に亡命したイラン人の活用が対話の促進につながるという点に関連し、アメリカでは現在ヒスパニックを含めて多国間主義の方向に行っているが、ムスリム人口が増えてきた中で、「使命感外交」の相対化ということが言えるのかどうか。

最後に、中野先生のご報告については、「自尊心」と「自己評価」が矛盾的に共存しているということとの関連で伺いたい。両者が共存する場合に、最後に両者の緊張関係をどう解きほぐすかということが問題になるが、恐らく多国間協調主義とか、このワークショップの基底にある方向性との関連で、対米従属外交の脱却へ向けてその可能性はあるのか。緊張関係のままなのか、非常に厳しいものなのか。その緊張関係を生み出しているものは、例えば「自尊心」というものでくくられた中に何か問題があるのかどうかということが第一点目である。また、一般的に日本外交を論じる場合に、中東と日本の特別な関係とか、ヨーロッパとは異なり植民地支配の経験がないから日本が非常に期待されているのかという点を教えていただきたい

(2) 半澤朝彦 (明治学院大学国際学部・准教授)

我々はしばしば、「西洋」と「非西洋」というように分けて発想するが、もう少し相対化しないと、もはや枠組みとして古いのではないかと。もちろん非常に有効だった面があったのだと思われるが、いつまでもこれでやっ

ていると、よきにつけ悪しきにつけ、「私たちは特別だ」という西洋的意識、あるいは「非西洋」の被害者意識みたいなものが相対化されないだろう。

仮に、「非西洋」のほうを一つのまとまりだと考えても、たとえばサミュエル・ハンティントンは「文明の衝突」の中で、日本と中国は別の文明として扱っている。同様に、東アジアとイスラムは違うし、西アフリカと東アフリカとは違うし、さらにマグレブも違う。東南アジアも中国もきわめて多様だ。やはり、「非西洋」というのは雑な見方ではないか。

中西先生のお話に関連して言うと、ヨーロッパやアメリカに憧れを抱いていて好きだということがよくあるが、これは単なる憧れというよりも、実際に便利で、きれいで、公平だから、という面は大きいだろう。恐らくそういった、実際には親欧米的な人たちが移民の関係者などがこれからの中核にならざるを得ないというところがある。他方で、新自由主義を招き入れることで格差が広がるということが、アラブ世界で繰り返されるのはよくない。そうした中でイスラムとしてアイデンティティも重要となる。ヨーロッパの帝国主義が押し付けた主権国家、ナショナリズムの枠組みは融通が利かないので、やはりイスラムという大きな枠をかけて連邦的・国家連合的なものを設定していかない限り立ち行かないだろう。たとえばクルドの問題で、あの辺の地域をどう再分割してみたとしてもうまくいくわけがない。そこで、イスラム社会がうまくソフトランディングする方法はあるのか、ということが疑問になってくる。

中野先生のお話について、「自尊心」と「自己評価」を軸に考えた日本のこれからの行方についてコメントしたい。民生大国としての「自尊心」をうまく使っていけば、将来にわたって日本について期待はできるだろう。しかし、日本政府、あるいは研究機関、大学、NGO の現状を見ると、問題は山積している。まず政府のことから言うと、軍事面ではない平和構築はたくさんあるにも関わらず、それを実施する政府機関が非常に手薄である。また、日本にはリソースがあるのに、メンタリティと行動が非常に鎖国的である。日本の NGO は、現状では他国の NGO とあまり繋がっておらず、自己完結型が多い。現地へ行っ



て日本人とだけやったほうが、結局能率がいいという理由を持ち出す、それでは鎖国を持ち出しているようなものである。

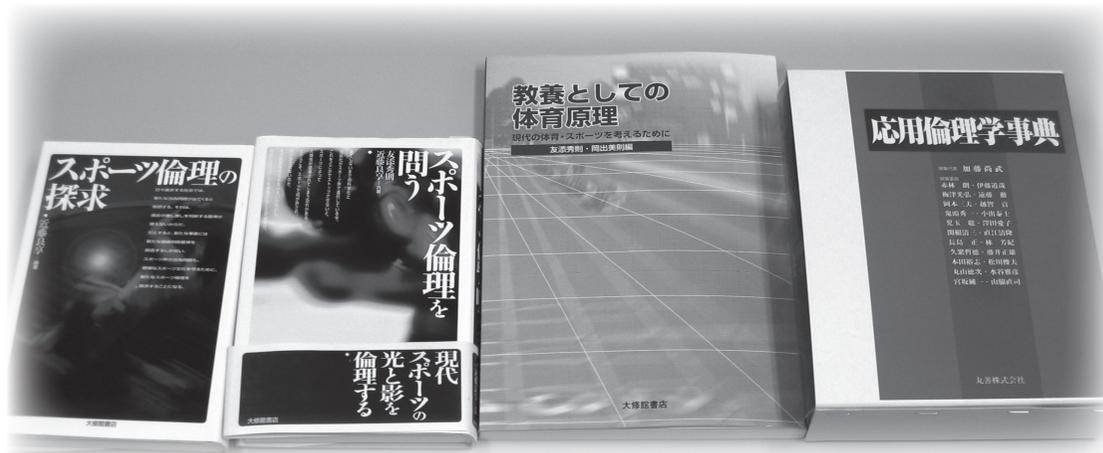
またその際、いつまでも二分法で、つまり、たとえば最初に指摘したような「西洋」「非西洋」といった考え方にこだわる必要はない。中東問題に関して、アメリカはシステムを変えるには大事なアクターだと中西先生はおっしゃっていたが、やはり腕力があるのはアメリカである。しかし、この腕力を持っているアメリカがためであつたり、その中には、それこそ中東その他で低烈度紛争が継続すること自体に利益を見出している連中がいる。さらにそうした構造が社会の中に入ってしまったらなかなか改まらない。したがって、日本としてはやはり、たとえばヨーロッパや中国と共同して出ていって、日本なりのことを国際的にやっていく必要があるし、その余地は十分あるであろう。

4. ワークショップを振り返って

9.11 事件以降、世界中で二分論的思考が強まったように思う。ブッシュ大統領の「敵か味方か」を皮切りに、「親〇〇対反〇〇」という構図で全てを理解しようとする思考法である。この思考法は単純なだけにわかりやすい反面、単純すぎてかえって物事の本質を見失わせる危険もある。反テロ=親米、ではないし、嫌米(嫌ブッシュ)=親イスラム、とも限らない。さまざまな場面や問題への二分論的思考にのめり込むのではなく、それらを俯瞰しながら二分論からだけでは見えてこない問題に光をあて、そこから全体を見直し、将来のビジョンを示すという知的作業が求められている。今回のワークショップは、その第一歩として極めて有意義だったと思う。■

報告 ■ 山田 哲也 やまだ・てつや
椋山女学園大学現代マネジメント学部准教授
南山大学社会倫理研究所非常勤研究員

スポーツ倫理に 日本語で迫るための十五冊



《スポーツ倫理学入門のための4冊》

- [1]『スポーツ倫理を問う』
友添秀則・近藤良享（大修館書店 2000年）
- [2]『スポーツ倫理の探求』
近藤良享 編著（大修館書店 2004年）
- [3]『教養としての体育原理—現代の体育・スポーツを考えるために』
友添秀則・岡出美則 編（大修館書店 2005年）
- [4]『応用倫理学事典』
加藤尚武 編集代表（丸善 2008年）

日本のスポーツ倫理学は、応用倫理学の一分野としてよりもむしろ、体育・スポーツ科学の下位分野として形成・推進されてきた経緯があり、哲学者・倫理学者によるスポーツ倫理学への参入は、現在でも極めて限られている。したがって、スポーツ倫理学の現状を把握するには、まず体育・スポーツ科学を背景とする研究者の著作にあたる必要がある。中でも、日本有数のスポーツ倫理学者近藤良享・友添秀則による共著 [1] は、ドーピング、女性検査、環境破壊、男女平等、人種差別、国籍、体罰、観客の暴動、審判への暴行、勝利至上主義、誤審、スポーツマンシップ、国体、オリンピック、サッカーくじなど、スポーツにまつわる倫理的問題が非常に幅広く取り上げられ、それぞれに平明な解説が施されている点で、初学者には最適。その続編に当たる [2] では、ドーピング、環境、ジェンダー、メディア、判定などの問題が、平明さを保ちつつも多少内容を掘り下げて考察されている。[3] は、体育・スポーツにまつわる様々な哲学的問題をオムニバス形式で取り上げる体育哲学・体育原理の教科書であり、初学者にとって有益な情報を数多く含んでいる。[4] は、スポーツ倫理学を含む応用倫理学各分野の重要概念を取り上げた事典であるが、各項目の解説は比較的詳細かつ平易であるため、入門書としても十分役に立つ。

案内■ 林 芳紀 はやし・よしのり
東京大学大学院医学系研究科特任助教

《スポーツとは何か／何であるべきかを考えるための4冊》

- [5]『スポーツ倫理学入門』
ロバート・L・サイモン（近藤良享・友添秀則 代表訳、不昧堂出版 1992年）
〔原著：Robert L. Simon, *Fair Play: Sports, Values, and Society*, Westview Press, 1991.〕
- [6]『スポーツ モラル』
W・P・フレイリー（近藤良享 他訳、不昧堂出版 1989年）
〔原著：Warren P. Fraleigh, *Right Actions in Sport: Ethics for Contestants*, Human Kinetics, 1984.〕
- [7]『スポーツとはなにか』
ポール・ワイス（片岡暁夫訳、不昧堂出版 1985年）
〔原著：Paul Weiss, *Sport: A Philosophic Inquiry*, Southern Illinois UP, 1969.〕
- [8]『スポーツ倫理学講義』
川谷茂樹（ナカニシヤ出版 2005年）

スポーツの倫理的考察に際して注意しなければならない点は、スポーツとは個人や社会の意図や目的からは多かれ少なかれ独立したそれ固有の目的をもつ、ひとつの独特な実践形式であり、またそのために、スポーツの中には、社会一般の価値規範からは多かれ少なかれ遊離したそれ固有の価値規範が存在すると考えられることである。このスポーツ固有の価値規範が社会一般の価値規範と衝突するところに、数多くのスポーツ特有の倫理的問題が発生すると考えられるのだが、ならばそのスポーツ固有の目的、スポーツ独特の価値規範とは何か。あるいは、そのようなスポーツ固有の目的や価値規範なるものが、本当に存在しうるのか。これが、スポーツ哲学/倫理学の中心問題と言っても過言ではない。

米国の倫理学者・政治哲学者サイモンによれば、スポーツの競争とは「挑戦を通じた卓越性への相互追求とみなされるべきであるし、またそうした形で行われるべきものである。要するに、よい試合の根本には、選手同志が当該スポーツのルールを遵守して、相手に自己の能力を最大に発揮しながら挑戦を提供する義務があり、さらに

これを両者が容認するという暗黙の社会的契約がある」(35頁)。この「競争の倫理」を背景に、スポーツマンシップとは何か、戦術的ファウル・ドーピングは不正かといった倫理的問題に切り込んでいくのが、サイモンの著書 [5] である。現代英米の倫理学・政治哲学上の概念や考えを自家菜籠中のものとして組み立てられた本書の議論は、応用倫理学のひとつとしてスポーツ倫理学への参入を志す者にとっては、とりわけよい導きの糸になるだろう。

米国の体育学者フレイリーも、基本的にはサイモンと同系統のスポーツ観を提唱する論者のひとりである。フレイリーによれば、そもそもスポーツの試合の目的とは、「同意されたルールによって規制された制限の範囲内で、どちらが時間空間の中で身体/用具を動かす能力に優れているかを、互いに試し合うための公正な機会を提供すること」(56頁)にあり、そのような仕方での試合が「スポーツの試合として最高度にその性質を満たす時、つまり、試合が試し合いとして傑出している」(3頁)場合に、その試合は「よい」試合とみなされる。フレイリーの著書 [6] は、このよい試合についての見解を基礎に、



バイアー、ヘア、ロールズなど 60-70 年代の倫理学理論の知見を援用しつつ、競技者にとっての正しい行為の原則や目的の体系化を推し進める、ひとつの実質的なスポーツ倫理学理論の構築の試みである。なお、サイモンやフレイラーらのスポーツ観にも影響を与えたスポーツ哲学の先駆的業績として、国際スポーツ哲学会初代会長であり、パース全集の編集者としても名高いアメリカの形而上学者ワイスの著書 [7] を挙げておく。

他方、これらサイモンやフレイラーのスポーツ観に対して真正面から対決を挑んでいるのが、日本の哲学/倫理学者・川谷茂樹による [8] である。川谷によれば、競技者の従うべきスポーツ内在的規範とは、第一義的には勝利の追求である。そこから、川谷は、スポーツとはひとえに勝

敗を決するための「競争」にほかならず、それは本質的に「えげつない」勝負事であるとして、「勝利至上主義」といったスポーツへの紋切り型の批判を切り捨て、さらに返す刃で、現在のスポーツ倫理学者たちは皆、「スポーツは善くあるべし」という前提を密輸入していると批判する。もっとも、スポーツの存在それ自体を人質に取り数多のスポーツ倫理学者に脅迫を突きつける、その刺激的で挑発的な内容もさることながら、自らの主張を執拗なまでに敷衍・強調するその論旨構成や、論敵を批判する際の舌鋒の鋭さには、多少読者を選ぶ面があるかもしれない。だが、それでもなお本書は、哲学者・倫理学者としての観点から極めて実直にスポーツと対峙する、現在の日本における唯一のスポーツ「倫理学」書である。

《スポーツ倫理学の視野を広げるための4冊》

[9]『スポーツの哲学的研究—ハンス・レンクの達成思想』

関根正美（不昧堂出版 1999 年）

[10]『フェアネスの裏と表』

ハンス・レンク、グンター・A・ピルツ（片岡暁夫 監訳、不昧堂出版 2000 年）

〔原著：Hans Lenk/Gunter A. Pilz, *Das Prinzip Fairness*, Zuerich: Interfrom, 1989.〕

[11]『スポーツと人間—文化的・教育的・倫理的側面』

オモー・グルーベ（永島 惇正・市場 俊之 訳、世界思想社 2004 年）

〔原著：Ommo Grupe, *Vom Sinn des Sports: Kulturelle, paedagogische und ethische Aspekte*, Schorndorf: Karl Hofmann, 2000.〕

[12]『現代倫理の危機—倫理学、スポーツ哲学、経済哲学からのアプローチ』

牧野広義・藤井政明・尼寺義弘（文理閣 2007 年）



現在のスポーツ哲学/倫理学の中心地は英国・北欧へと移行しつつあるが、かねてよりスポーツ哲学/倫理学研究の盛んな国として、ドイツの名が挙げられる。例えば、選手としては 1960 年ローマ五輪漕艇エイト競技の金メダリストであり、日本でもとりわけ技術哲学領域での活躍が知られているハンス・レンクは、「独創的達成」(Eigenleistung) という概念を軸に独自のスポーツ哲学の

構築を模索し続けてきた哲学者のひとりである。残念ながら、レンクのスポーツ哲学関係の著作は多くが未邦訳であるが、その一端は、日本の体育哲学者・関根正美による研究書 [9] を通じて窺い知ることができる。また、このレンクとスポーツ社会学者ピルツによる共著 [10] は、「競争におけるフェアネスと機会均等の問題は、もはや単なる個人主義的なものとして扱うことのできない典

型的な問題」であり、「個々の行為者にのみ責任を負わせる措置は、アリバイ戦略である」(91 頁) との見地から、レンクの技術哲学上の中心概念である「集団責任」をスポーツの場面に適用し、スポーツにおけるフェアネス確立のための実践的な処方箋を示した書である。チュービ

ンゲン大学でボルノーの同僚であったスポーツ教育学者グルーベによる著作 [11] も、ドイツ哲学の観点からスポーツへの接近を試みる者にとっては親しみやすいだろう。[12] は、最近年のドイツのスポーツ倫理学の研究状況に関する情報を含んでいる点で、有益である。



《転換期にあるドーピング問題を考えるための3冊》

[13]『ドーピングの社会学—近代競技スポーツの臨界点』

カール・ハインリヒ・ベッテ、ウヴェ・シマンク（木村真知子 訳、不昧堂出版 2001 年）

〔原著：Karl-Heinrich Bette/Uwe Schimank, *Doping im Hochleistungssport: Anpassung durch Abweichung*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 1995.〕

[14]『治療を超えて—バイオテクノロジーと幸福の追求』

レオン・R・カス編著（倉持武 監訳、青木書店 2005 年）

〔原著：Beyond Therapy: Biotechnology and the Pursuit of Happiness, The President's Council on Bioethics, 2003.〕

[15]『エンハンスメント—バイオテクノロジーによる人間改造と倫理』

生命環境倫理ドイツ情報センター編（松田純・小椋宗一郎訳、知泉書館 2007 年）

〔原著：drze-Sachstandsbericht. Nr. 1. *Enhancement. Die ethische Diskussion ueber biomedizinische Verbesserungen des Menschen*, Bonn, 2002.〕

多くの人にとって、スポーツの倫理的問題としてすぐ脳裏に浮かぶのは、おそらくドーピングであろう。もちろん、上に紹介した各書の中でもドーピング問題には多かれ少なかれ紙面が割かれているが、それらとは幾分異なる視角からドーピング問題へと迫る研究書として、ドイツの社会学者ベッテとシマンクによる共著 [13] を挙げておく。「ドーピングという逸脱は個人と集団の利害が結びついた結果であり、またスポーツ内のダイナミズムがスポーツ外の期待と結びついて利得が絡み合った結果」(18 頁) であるという本書の洞察は、選手やコーチなど個人の責任を追及するだけでは決して解消されないドーピング問題の病巣の深さと広がりや、ありありと読者に示してくれる。

また、ドーピング問題の議論に関する近年の大きな動向として、従来この問題をほとんど等閑視してきた生命倫理学の領域でも、いわゆる「エンハンスメント」問題

への関心の高まりとともに、ドーピングの問題が本格的に議論される兆しが見え始めている。とりわけ、[14] や [15] のように、政府機関による生命倫理関連の報告書の中でドーピングに一章が割かれている事実は、こうした動向の先触れを告げるものと言えよう。もっとも、これら報告書の中でも、これまでスポーツ倫理学で培われてきた議論の蓄積はほとんど等閑視されたままである。ならば、スポーツ倫理学は、エンハンスメント問題の一環としてドーピング問題を論じる生命倫理学に対して、いかなる寄与を果たしうるのだろうか。そして、このドーピングの問題を媒介とした生命倫理学との邂逅は、スポーツ倫理学にいかなる影響を及ぼすのだろうか。このような、生命倫理学とスポーツ倫理学のインターフェイスが、これからの注目的にならう。■

責任について
思考するための十冊

今道友信『東西の哲学』(TBS ブリタニカ、1981年)

「比較研究への誘導」と題された第一章は、比較研究に伴う危険の警告を含んでおり、著者の方法論的志向は特に45頁に述べられている。ここでは、責任に関する箇所を瞥見したい。第二章「両立性と反立性」は、偉大な諸文化の現象的両立性に関する注意の喚起、それら[ここではギリシア・ローマ文化とシナ・日本]の若干の基本概念に関する比較研究、地方的・局地的な文化を超越するための哲学的提言により構成されている。理念として考えられた真理は絶対でなければならないが、真理の理念に向かって人間が実現してきた思索の体系は不完全であり、絶対でない。しかし、もともと野蛮に対する反対運動であった筈の文化が、しばしば戦争という野蛮の原因にさえなっている。真理への憧憬「こひねがふ」が安易に「である」に変容されるのである。

さて、人間文化の不完全性を認めた上で、相異なる文化があるという事実の前に、我々に次の問いが突きつけられる。諸文化は質的に同等なものであるのか。どうやら文化の高さにはイエラルシー[位階と呼ばれるべき事態]が存在する。しかし、それは「頂点なき」位階である。言い換えれば、相対的に開かれた位階である。これらを巡る著者の思索は省略しよう。

人間が実存することとの関連で、西洋における persona (ペルソーナ) という概念とその後の省察が言及される。Persona は、古典時代に「仮面」と「俳優」の意味を、そしてやがて「法人」の意味を獲得する。戯曲作者の筋書きや他の俳優の行動に対する応答 (respondere) という関係が見えてくる。しかし、注目すべきことに、責任ある生き方をした多くの人々、聖人がいたという事実があるにも拘らず、その事実を意味する責任という語は西洋中世を通じて存在しなかった。1284年に確認されるフランス単語の形容詞 responsable、これを真似て造語された responsabilis というラテン語は「責任がある」という意味ではなく、「応答的に合わす」という典礼用語であった。J.S. ミルに見られる responsibility も「自己自身の弁護」を意味する accountability を指す言葉である。「責任」という意味での responsabilité の初出は1787年のことで、同年に英語も使用されているという。更に遅れて Verantwoordelijkheid が使用されるが、これら諸語が「責任」という意味で定着するためには「契約社会とテクノロジーの社会」という状況が必要であった。(62-65頁)。

一方、東洋においては、自己意識は人間の動的関係において自己自身を再発見することに外ならず、舞台に引き寄せて言うならば、「俳優の実体性が問題になるのではなく、むしろこの俳優が他の俳優に対する応答関係」が問題になる。仁・義・礼・智・信、いわゆる五常中の「義」は、責任という意味である。他人に対する徳という面が比較的乏しそうな「智」を除いて考えると、他の四つの枢要徳は人間の「間柄」に関係していることが注目される。

ここで両者を比較してみると、西洋に於いては、古典的な文化はユダヤ教やキリスト教との関連に於いて、ペルソーナについての精妙な概念を形成するやうになつてゐたが、責任についての哲学的な瞑想はなかつた。従つて西洋に於い

ては、義務と責任との混同が見られる。東洋に於いては事情が逆である。ペルソーナ概念なしに、責任がここでは教養の出発点として認められてゐる。そのため、ここでは品位と名誉の混同が見られる。(68頁)

紹介したい箇所はその他いくらかもあるが、現代的な状況を踏まえて著者によって提唱されたエコ・エティカに関連する次の文を引用して本書の紹介としよう。

神は、このやうにして遠ざけられ、果ては末人の祖に殺されてしまった。しかし、今や、見えざる大なる群集、見えざる多くのペルソーナに対する愛がなければ、現代を維持してゆくことはできない。否、距離を介して相互に見ることのできない者同士が、相互に相知ることなく隣人愛を持たない限り、双方とも現代に生きてゆくことはできない。といふことは、見えざるペルソーナへの大なる愛が復活しつつあるといふことではなからうか。(92頁)

ハンス・ヨナス『責任という原理』(加藤尚武監訳、東信堂、2000年)

「科学技術文明のための倫理学の試み」という副題を有するヨナスの著書は、伝統的倫理学が予想だにし得なかった現代状況、詰り「前人未踏の地」、真空状態の中で突きつけられた倫理学的問題への取り組みを描いている。本書或いはそれに続く諸著においてヨナスは、その導きとして新しい方法を提示する。即ち、それは「恐れに基づく発見術」„Heuristik der Furcht“ (直訳は「恐れの実見術」)である。その他、„Recht zum Nichtwissen“ (知らないでいる権利)とか、„Vorrang der schlechten vor der guten Prognose“ (善い予測に対する悪い予測の優位) [これは法律ラテン語 In dubio pro reo (疑わしきは被告人の利益に)を振って In dubio pro malo (疑わしい場合は悪い結果を優先考慮して)と表現される]とか、その他、存在と当為に関する通俗的見解を問い直す形而上学的な問題提起、責任の原初的対象、乳飲み子による問題提起など様々な原理提出や問題提起に富んでいる。

翻訳書には、各章の冒頭に監訳者による梗概が付されており、これを通読することで本書全体の内容が見渡せるようになっていいる。読者にとって有り難い配慮がなされている。

尚、本書の原本は、1979年に刊行されているが、先に紹介した今道友信教授も早くからヨナス同様、従来の倫理学が取り扱っていない、新しい状況を「技術連関」technologische Zusammenhänge と捉え、そこで求められる新しい倫理学を「生圏倫理学」eco-ethica として唱道しておられることを付記しておきたい。今道友信『エコ・エティカ—生圏倫理学入門』(講談社学術文庫、1990年)。

アルトゥル・カウフマン『責任原理』(甲斐克則訳、九州大学出版会、2000年)

本書は、刑法哲学者カウフマンの代表作(初版1961年、第二版1976年)の完訳である。カウフマンは、存在論哲学の立場から、人間存在の本質にまで遡り、そこから法存在論を基調として責任および責任原理の本質に迫り、過失責任(特に「認識なき過失」の問題性)をはじめ、結果的加重犯、客観的処罰条件、量刑、刑罰、および行刑等の具体的問題に言及して、「法の歴史性」(これについては、若い時期に一篇の独立論文も書いている。)をも考慮しつつ、「責任なければ刑罰なし (nulla poena sine culpa)」という標語で示される責任原理の意義および基礎付けを明快かつ重厚に説いている。その特徴は、人格主義、存在論、そして、「今、ここに於ける正しい人間関係の在り方」への真摯な取り組みにあるように思われる。

ホセ・ヨナルト『道徳的・法的責任の三つの条件』(成文堂、2005年)

責任に関連する問題群を、責任の成立条件、責任の種類、自由意志の理論の問題を扱う第一部(総論)、責任を訴える良心を扱う第二部(これも又、総論)、そして各論として責任と良心に関する問題点を論ずる第三部によって、極めて解りやすく論じている。例えば、責任成立の条件として「第三者」または「自分以外の者」の存在が不可欠であるが、その第三者が「何でも知っている神さま」の意識のあるスペインの子供であれば生じることが考えられないことが、日本人の子供が人前で濡れ衣を着せられてそれを苦に自殺したこととの対比で語られる。因果律と因果性との区別が語られる。著者の論述は、到る所で我々に思索への機会を与えてくれる。責任を考える上では、一見語義矛盾に思われる「自由」と「拘束」とが交差していることが語られる。

第二部は分量的には多くはないが、法倫理学上たいへ

案内■山田秀やまだ・ひでし
前 南山大学社会倫理研究所第一種研究員

ん重要な「良心」に関連した簡潔で明瞭な説明が見られる。良心は「人間のその場・その時 (hic et nunc) の行為に関する道徳的判断あるいは道徳的義務づけの命令」である点、一般的な道徳命題に関する判断とは異なる。客観的良心、主観的良心、そして「誤れる良心」についての省察は、我が国の憲法上の裁判官の良心への思索の糸口を与えてくれる。第三部も国家の権利と義務についての興味津々な考察が施されている。

宗岡嗣郎『犯罪論と法哲学』（成文堂、2007年）

本書は、執筆目的が「はしがき」に明記されている。それによると、「法による疎外の克服が法理論学の緊急にして切実な課題」であり、そのためには「法と実存を切り離すブルジョア法理論の克服が必要」であることを読者に訴えたいとの由である。それを遂行する著者の立場は、法存在論であり、それは伝統的自然法論やハイデガーの哲学を下敷きとしたものである。全体は四章から成り、「犯罪論の体系と認識論」、「構成要件論の法哲学的再考察」、「違法論の法哲学的再考察」、「刑事責任の法哲学的再考察」となっている。ユニックな、且つ我が国の刑法学者には想像もつかないような、しかし「只の人」にとっては至極簡明な日常生活事実に絶えず立ち返りながら、著者はその考察を進めているのが最大の特徴であろう。構成要件、違法性、責任のそれぞれにおいて傾聴に値する学問的問題提起が見られるが、ここでは本稿の趣旨から最後の論題について若干を記すにとどめよう。

新カント主義のヴィンデルバントの如き二元論が前提とされるならば、規範と事実とは切り離され、規範論は事実の基盤を失ってしまうので、結局、規範内容が観念化し主観化し、刑事裁判において刑法学者も実務家も、当人が「斯くあるべし」と要請したことを規準に容疑者の責任を認定追及することになる。著者のヴィンデルバントの解説（186頁以下）ほど明快な解説を私は読んだことがない。ハンス・ヨナスの責任論を踏まえ、ハイデガーを駆使し、人間共同体性と人格性の両軸から「ドイツ語としては、Verantwortung と Schuld で暗示される。」存在論的に責任を論じる内容は斬新で、尚且つ説得的である。しかも、その根底にメスナー倫理学が据え置かれている。相互に補完しあった共生システムとしての生活世界の中では、現存在はただ「共同現存在」としてのみ「世界・内・存在」しているものであり、それ故、人間は現存在において他者を侵害してはならないことを「配慮」において知っている。（208頁）

Johannes Messner, Kulturethik mit Grundlegung durch Prinzipienethik und Persönlichkeitsethik, Innsbruck-Wien 1954.

本書は、ヨハネス・メスナー自然法倫理学の二大（又は三大）主著の一冊である。第一部「倫理的諸事実」の充実した叙述の中で、「良心」、「義務」、「責任」等が論じられている。我々は誰もが、自己自身の現在のあり方が本来あり得べき自己のあり方と相違していることを知っている。ここに良心の原事実（倫理の出発点）が認められる。勿論それは「完全無欠な」自己を示しはしないであろう。そこで、メスナーは「より善き自己」を「それに対立する自己」と対比して説明する。この良心の現実には様々な側面や要因が集中して働いているので、その析出には精妙で入念な根拠を要する。良心との関連でみると、義務は良心の命令に基づいて行為することの必然性を意味する。ここでもその「必然性」は、物理的自然法則にみられる必然性ではなく、我々の決断に左右されるという意味では「条件づけられる」ものでありながらも、我々の願望や利益に左右されない（されてはならない）「無条件性」を有する。義務の一種独特の必然性は、その作用様態においては自由な行為に条件づけられると同時に、その倫理的命令として無条件に迫り来るという仕方、「二重の必然性」の統一たる当為である。責任は、多義的であり、広義では何かの結果（厳密には行為）の「惹起者」であるという意識に、狭義ではその行為が「当該行為者自身」の事柄（問題）として倫理的にどれほど善くもあり悪くもあるという問題に関わる。責任とは、義務の履行にある。

さて、生活形式の一つであるエートス（倫理的習態）には社会にとっても個人にとっても倫理的責任が結びついている。ここから共同体全体の責任と罪責といった最近になって論題として定着し始めてきた感のある問題が、現代世代及び将来世代に互る問題としてメスナーによって既に論じられていたことは注目に値する。しかし、これはメスナーの立場からして見れば、殆ど必然的に予想できることであった。何となれば、人間がポリス的・社会的・文化的存在であり、「共同体」を形成して、そこにおいて人間の自由を実現しつつ生きていくことが出来、又、生きていく外ないということは、人間の責任をも文化的単位としての共同体が負うことになることを意味するからである。地球規模で様々な問題が浮上して解決を我々人類に迫ってきている現代において、エートス涵養

の意義は、いよいよ高まってきていると言わねばならないだろう。

以上、私が30年近く前に読み始めたものから最近たまたま気付いたものまでの著作の中から、責任に関わりそうな書物を、順不同で、しかも内容についても随意の纏め方で紹介してきた。従って、当然採り上げるべきと思しき著作を網羅し得ている訳ではない。[例えば、社会倫理研究所刊行の『社会と倫理』第19号には、倫理学者大庭健著『「責任」って何?』（講談社新書、2005年）が佐々木拓氏書評として掲載されている。又、若手法哲学者瀧川裕英著『責任の意味と制度—負担から責任へ』（勁草書房、2003年）やアレントの著作なども候補として当然採り上げてよかった。更に、Georg Picht, Wahrheit, Vernunft, Verantwortung. Philosophische Studien, 1969は当初ここで紹介する予定であったが、個人的な事情から時間的余裕を確保できなかった。]

しかも、ここでの私の筆致は、いわゆる厳密な学術的な書評といわれるものとは趣を異にしているであろう。私としては、これを機縁に、例えば、今道教授の著作は、どれもこれも独創的で個性的なものだから手にとって読まれることを希望する。ことに問題関心が重なった場合には、よい知的刺戟を受けるであろう。カウフマンは、法哲学者や刑法学者でその名を知らない者は一人もない筈である。そして、じっさい極めて緻密で建設的な理論的貢献を果たし続けた稀有の学者でもある。ヨナスは、現在では広く知られた哲学者であり、上掲書はドイツ語圏で戦後一番よく読まれた倫理学（道徳哲学）の書物ではないかと目されている。ヨンパルトは、上智大学名誉教授で、私の知人でもあるが、その人柄のよさは衆目の一致して認めるところで、学問的業績も多数ながら、一般啓蒙書でも健筆を振るうマヨルカ出身のイエズス会司祭である。多くの言語に精通し、多くの問題提起によって我が国の学界に裨益するところが大きい。宗岡教授は、我が国の刑法学者の対立しあう諸学派が実は同じ観念論的基盤に無意識に立っていることを指摘し、その学問体系を根底から批判する作業を敢行する。依拠する立場は、私と同じ伝統的存在論であるが、教授は、通説的な刑法学体系に則して、構成要件論、違法論、責任論のそれぞれにおいて、従来の学説を全体として完膚なきまでに批判する。とするならば、刑法学者は、私の予想するところでは、これを完全無視するか、お門違いの反批判を行うかの何れかに集約されるのではなからうか。ス

コラ学に馴染みない者は、論調自体に思考を調律しづらいかも知れないし、他方、スコラ学に精通した者には、部分的に舌足らずを見出すかも知れない。

そこで、私は、嘗て恩師水波朗先生から直接お聞きしたことをここで披露してみたい。それは、キリスト教（カトリック）信仰とトマス主義思想との関連で先生が発言された内容である。随分以前のことだから、言葉どおりではないかもしれないが、大凡次のようであった。「人間や社会の現実在をよりよく解き明かす思想があるのであれば、僕はいつでもトマス主義を捨てる用意がありますよ。しかし、信仰は、カトリックの信仰は、これは捨てることはできない。世俗の学問と信仰の違いです。」これを紹介したのは、自分のたまたま出会った、そして今現在信奉している学説など、真理に背を向けられない限り、学者はいつでも捨てる覚悟を持っていなければならないのではなからうか、と言いたいが為である。

ヨハネス・メスナー先生は、様々な学派の膨大な文献に目を通し、それぞれに多大の尊敬を払い、然るべき意味付けを惜しまない態度で臨まれた。これは、メスナーの著作を偏見なしに読んでみたならば、容易に感じ取ることが出来るであろう。「真理に、そして常に真理に奉仕する」、これがメスナーの根本態度であった。従って、彼には党派という意味での「学派」や「学閥」の意識はなかったであろう。勿論、「伝統的自然法論」とか「伝統的自然法倫理学」という自己規定は好んで行った。そして、このメスナーの姿勢をその学説遺産とともに継承する一群は、「メスナー学派」と呼ばれていることを最後に附記しておきたい。■

研究所活動記録

(2007年4月-2008年3月)

平成19年度(2007年度)活動報告

懇話会・研究会・シンポジウム

懇話会

第1回 平成19年4月28日

報告者 川野 祐二(千里金蘭大学人間社会学部 専任講師)

論 題 「篤志家たちと日本の社会貢献—尊徳・渋沢からみる商売と公益—」

第2回 平成19年5月26日

報告者 上村 崇(海上保安大学校 哲学非常勤講師)

論 題 「教育現場への倫理的アプローチ—高等学校での取り組みを通じて—」

第3回 平成19年6月18日

報告者 瀬口 昌久(名古屋工業大学大学院工学研究科教授)

論 題 「ユニバーサルデザインをめぐる法と倫理」

第4回 平成19年6月23日

報告者 吉川 元(上智大学外国語学部国際関係副専攻教授)

論 題 「国際平和と人間の安全は両立するのか？」

第5回 平成19年7月21日

報告者 猪木 武徳(国際日本文化研究センター研究部教授)

論 題 「経済学における厚生概念と人間の幸福—「所得」と「比較」について—」

第6回 平成19年10月20日

統一テーマ 保護する責任の倫理的基礎・歴史的展開

報告者 池田 丈佑(東北大学ジェンダー法・政策研究センター COE フェロー)

論 題 「ポスト・ホロコースト人間救出原理としての「保護する責任」」

報告者 上野 友也(日本学術振興会特別研究員(PD)(神戸大学))

論 題 「紛争被災者に対する『保護する責任』—国際人道支援の一五〇年—」

第7回 平成20年1月17日

報告者 眞嶋 俊造(北海道大学大学院文学研究科応用倫理研究教育センター 研究員)

論 題 「保護する責任?—人道的武力介入における民間人保護を巡る一考察—」

第8回 平成20年3月8日

報告者 梅澤 彩(相山女学園大学現代マネジメント学部講師)

論 題 「代理懐胎をめぐる法政策の現況と展望—日本学術会議における議論を参考に—」

研究会

第1回 平成19年10月11日

報告者 鈴木 貴之(南山大学人文学部講師)

論 題 「脳科学と社会—司法制度への影響を例として—」

ワークショップ

平成19年9月18日

南山大学社会倫理研究所ワークショップ2007

「9.11事件以降の日本とイスラム

—21世紀国際社会のビジョンを求めて—」

提題者 マイケル・シーゲル(南山大学社会倫理研究所准教授[社倫研第一種研究員])

論 題 「文明的使命感と利害関係の複合の問題点—米国とイスラムの関係に見られる諸矛盾—」

提題者 中西久枝(名古屋大学大学院国際開発研究科教授)

論 題 「湾岸戦争後の米国の中東政策が中東にもたらしたもの—民主化支援論をどう超えるか—」

提題者 中野涼子(南山大学社会倫理研究所研究員)

論 題 「国内規範のダイナミクスと日本外交」

コメンテーター

藤本博(南山大学外国語学部英米学科教授)

半澤朝彦(明治学院大学国際学部准教授)

シンポジウム

平成19年12月6日・7日

ラトロブ大学 Centre for Dialogue 主催(南山大学社会倫理研究所ほか共催) 国際シンポジウム

於:メルボルン

「Europe and Asia between Islam and the United States: The Lessons of Afghanistan, Iraq, Lebanon, and Iran」



出版物

名 称 社会倫理研究所編『社会と倫理』第二十一号

発行日 2007年6月20日

名 称 社会倫理研究所編『時報しゃりんけん』準備号

発行日 2007年10月5日

名 称 Joseph A. Camilleri, Larry Marshall, Michális S. Michael, and Michael T. Seigel (eds.) *Asia-Pacific Geopolitics: Hegemony vs. Human Security*, Edward Elgar.

発行日 2007年6月7日

2007年度を振り返って

人事

山田、シーゲル、奥田の3名の第一種研究員を核とする研究所体制が継続された。同時並行で進めている幾つかの研究プロジェクトの推進協力を目的として、第二種研究員5名の任用更新と1名の任用、研究員1名の任用更新、そして3名の非常勤研究員の再委嘱を行った。

ウェブサイト

本年度も、主に懇話会・定例研究会の案内や記録など研究所活動に関する情報発信に努め、隔月でのオンライン・ニューズレター発信、本研究所発行雑誌『社会と倫理』、および新機関誌『時報しゃりんけん』のオンライン公開も行なった。

共同研究活動

「公正と平和」研究プロジェクトと題した一連の国際共同研究として、05年9月開催の日豪合同ワークショップの英語版の成果(Joseph A. Camilleri, Larry Marshall, Michális S. Michael, and Michael T. Seigel (eds.) *Asia-Pacific Geopolitics: Hegemony vs. Human Security*, Edward Elgar.)が刊行された。また、同プロジェクト第二幕として、ワークショップ2007「9.11事件以降の日本とイスラム—21

世紀国際社会のビジョンを求めて—」を開催した。さらに、12月にはオーストラリアの La Trobe 大学 Centre for Dialogue 主催の国際シンポジウム *Europe and Asia between Islam and the United States: The Lessons of Afghanistan, Iraq, Lebanon, and Iran* を共催機関として協力した。

懇話会/研究会

懇話会は8回、研究会は1回開催した。その多くは、「経済・経営・倫理」研究プロジェクトおよび「保護する責任」研究プロジェクトに関連する内容となった。また、研究会は南山学会人文・自然系列の第二回定例研究会との共催であった。

出版物

『社会と倫理』第21号では、二本の特集(「ビジネス倫理の射程」、「広告倫理研究の現在」)が組まれた。『時報しゃりんけん』は研究所活動報告と社会倫理研究の現在を伝える新たな機関誌であり、その準備号が刊行された。

社会倫理研究奨励賞

野田宣雄氏(前 南山大学教授)の篤志に基づき、若手による優秀な社会倫理研究論文に対して授与する社会倫理研究奨励賞を開設し、第一回の募集・選定・授与を実施した。自薦・他薦併せて19篇の応募があり、うち1篇が受賞論文として選定された。

(澤木勝茂)

研究所活動記録

(2007年4月-2008年3月)

研究所主要スタッフ研究業績

山田秀【やまだ・ひでし】

論文

「伝統的自然法論の精華—ヨハネス・メスナー晩年の著作を中心に—」『社会と倫理』南山大学社会倫理研究所、第21号、pp.77-111、2007年6月。

「善さ」を志向する人間本性—村井実博士の自然法論的教育思想—」『南山法学』南山法学会、第31巻第1・2合併号、pp.49-84、2007年9月。

学会発表

„Mensch und Naturrecht in Entwicklung aus Sicht eines japanischen Naturrechtlers“, gehalten im Rahmen des 8. internationalen Symposiums der Johannes-Messner Gesellschaft „Mensch und Naturrecht in Entwicklung“ am 22. September 2007 im Kloster St. Gabriel, Mödling bei Wien, Österreich.

翻訳

ヨハネス・メスナー著「マルクス主義、新マルクス主義、キリスト教徒」『社会と倫理』南山大学社会倫理研究所、第21号、pp.155-166、2007年6月。

ローター・ロース著「主題は人間の尊厳—ヨハネ・パウロ二世の社会倫理学上の遺産—」『社会と倫理』南山大学社会倫理研究所、第21号、pp.167-177、2007年6月。

受賞

ヨハネス・メスナー賞 (Johannes Messner Medaille)、2007年9月22日。

Michael Seigel【マイケル・シーゲル】

著書

(共著) 日本カトリック司教協議会社会司教委員会編『「時のしるし」を読み解き宗教の役割を考える』、カトリック中央協議会、2007年5月 (pp. 61-85)。

(共編著) Joseph A. Camilleri, Larry Marshall, Michális S. Michael, and Michael T. Seigel (eds.) *Asia-Pacific Geopolitics: Hegemony vs. Human Security*, Edward Elgar, June 2007 (pp. 75-91).

(共著) グローバル9条キャンペーン編『5大陸20人が語りつくす憲法9条』かがわ出版、2007年8月 (pp. xx-xx)。

論文

「人種主義と二十世紀の世界—オーストラリアの盗まれた世代の例」『社会と倫理』南山大学社会倫理研究所、第21号、pp. 63-76、2007年6月。

講演

「地球環境問題とグリーン経済」グリーン経済シンポジウム in あまがさき、聖トマス大学、2007年11月3日。

“The Role of Religious at the UN; the Background to the Establishment of VIVAT International,” *SVD ASPAC ZONE JPIC Meeting*, Bali, Indonesia. SVD ASPAC Zone, 30 November 2007.

“Climate Change: an Overview,” *SVD ASPAC ZONE JPIC Meeting*, Bali, Indonesia. SVD ASPAC Zone, 1 December 2007.

“Old Habits in New Situations: What Happened to the Japan that Can Say No?,” *International Conference: Europe and Asia Between Islam and the United States: The Lessons of Afghanistan, Iraq, Lebanon and Iran*. Centre for Dialogue, La Trobe University, 5-7 December 2007.

「地球市民の視点から地球の未来を考える」(パネルディスカッション・パネリスト) ESD (持続可能な発展のための教育)促進ワークショップ・国際シンポジウム、名古屋大学、2008年2月3日。

研究会報告

「近代への対応とその対応への反動: モダニティとカトリシズム」宗教倫理学会第4回研究会、キャンパスプラザ京都、2007年6月22日。

寄稿

“Alternatives for Australia and Japan in Post 9/11 World,” *Connections: Newsletter for the Centre for Dialogue*, Centre for Dialogue, Latrobe University, vol. 1, June 2007.

「温暖化に関する課題(その1. 対策の時期について)」『J P 通信』日本カトリック正義と平和協議会、第145号、2007年7月。

「温暖化に関連する課題(その2. 対策についての考え方)」『J P 通信』日本カトリック正義と平和協議会、第146号、2007年9月。



「気候変動と開発」参加報告書『時報しゃりんけん』南山大学社会倫理研究所、準備号、pp. 6-9、2007年10月。



奥田太郎【おくだ・たろう】

論文

「専門職と広告倫理」『社会と倫理』南山大学社会倫理研究所、第21号、pp. 129-141、2007年6月。

「理性は情念の奴隷か?—ヒューム『人間本性論』における「奴隷メタファー」の検討—」『アカデミア: 人文・社会科学編』南山大学、第85号、pp. 39-67、2007年6月。

学会発表

「ヒュームにおける社交と会話—情念論からヒューム道徳哲学を読み解くために」、関西倫理学会、京都女子大学、2007年11月4日。

講演

「内部告発を飼い馴らすことはできるか」、技術者倫理研究会「ETの会」主催 第10回ET例会「組織・企業内の技術者倫理」、花車ビル北館5F会議室、2007年7月28日。

研究会報告

「応用倫理学の方法論: 回顧、現状、展望」、名古屋哲学研究会、名古屋市立大学、2007年6月24日。

「伊藤克彦氏「ジョン・マクダウェルの「理由の空間」の法哲学的意義」へのコメント」、法理学研究会・東京法哲学研究会合同研究合宿、同志社びわこリトリートセンター、2007年9月4日。

事典項目

日本イギリス哲学会編『イギリス哲学・思想事典』研究社、2007年11月。(「スマート、J.J.C.」、「フット、P.」、「マッキンタイア、A.」を担当)
加藤尚武編集代表『応用倫理学事典』丸善、2008年1月。(「内部告発」、「廃棄物問題」を担当)

翻訳

ヴァグナー=ツカモト著「経済学とビジネス倫理—ビジネス倫理の三層モデルとフリードマンの定理—」『社会



と倫理』南山大学社会倫理研究所、第21号、pp. 1-16、2007年6月。



中野涼子【なかの・りょうこ】

論文

“‘Pre-History’ of International Relations in Japan: Yanaihara Tadao’s Dual Perspective of Empire”. *Millennium: Journal of International Studies*. Vol. 35, No. 2 (2007), pp. 301-319.

書評

Jennifer M. Welsh, ed., *Humanitarian Intervention and International Relations* (Paperback edition), (Oxford: Oxford University Press, 2006, c2004). 『社会と倫理』第21号、2007年、pp. 178-183.

講演

「国内規範のダイナミクスと日本外交—米国の「対テロ戦争」における日本の対応」、南山大学社会倫理研究所ワークショップ『9・11事件以降の日本とイスラム—21世紀国際社会のビジョンを求めて』2007年9月。

“Between Self-Esteem and Self-Respect: Explaining Japanese Policy Responses to the U.S. ‘War on Terrorism’”. *Europe and Asia between Islam and the United States: The Lessons of Afghanistan, Iraq, Lebanon and Iran*. Centre for Dialogue, La Trobe University, 5-7 December 2007.

“Explaining Japanese Policy Responses to the U.S. War on Terrorism: Realism, Neoliberalism and Constructivism”. *Department of Japanese Studies*, National University of Singapore. February 2008.

寄稿

“Between Self-Esteem and Self-Respect: Explaining Japanese Policy Responses to the U.S. ‘War on Terrorism’”. *Connections: Newsletter of the Centre for Dialogue*, Issue 2 (November 2007), p. 3.

研究所活動記録

(2007年4月-2008年3月)

研究所主要スタッフに関わる学会・研究会・講演・調査等の記録



2007年

- 4月21日 シーゲル所員、オリーブジャパン文化講演会にて講演（「国際問題は戦争で解決できるか？国境を超えた友情を結ぶために」）。
- 4月21日 奥田所員、中部哲学学会委員会（於名古屋大学）に会計・発送委員として出席。
- 4月28日 第1回社倫懇話会。
- 5月19日-20日 奥田所員、第65回日本哲学学会大会（於千葉大学）に参加。
- 5月26日 第2回社倫懇話会。
- 6月2日 山田所員、愛知法理研究会（於南山大学）に出席。
- 6月2日 シーゲル所員、横浜教区正義と平和ワークショップにて講演（「地球・人間・気候—環境の視点から信仰を見直す」）。
- 6月6日 シーゲル所員、南山短期大学にて講演（「憲法第9条と21世紀における平和の基盤」）。同日、チャールズ・オーバビー博士講演会・討論会（主催：名古屋大学九条の会）にコメンテーターおよびパネリストとして参加。
- 6月9日 澤木所長、山田所員、シーゲル所員、奥田所員、野田宣雄先生宅を訪問。
- 6月16日 第3回社倫懇話会。
- 6月22日 シーゲル所員、宗教倫理学会第4回研究会（於キャンパスプラザ京都）にて研究報告。
- 6月23日 第4回社倫懇話会。
- 6月24日 奥田所員、名古屋哲学研究会（於名古屋市立大学）に研究報告者として参加。
- 6月27日 奥田所員、経営倫理学会研究者有志によるアシックス・スポーツ研究所見学に参加。
- 7月7日 奥田所員、中部哲学学会委員会（於名古屋大学）に会計・発送委員として出席。
- 7月21日 第5回社倫懇話会。
- 7月28日 奥田所員、技術者倫理研究会「ETの会」主催の第10回例会にて講演。
- 7月28日 山田所員、第1回ドイツ応用倫理学会（於南山大学）に出席。

- 8月1日-31日 中野研究員、英国オクスフォードにて研究調査。
- 8月24日 山田所員、第10回トマス主義自然法論研究会（於南山大学）を開催。
- 8月29日-30日 奥田所員、科研費共同研究「自己知と自己決定の倫理的再吟味」（研究代表者・大庭健・専修大学）の研究会（於専修大学）に参加。
- 9月4日 奥田所員、法理学研究会・東京法哲学研究会合同研究合宿（於同志社びわこリトリートセンター）にコメンテーターとして参加。
- 9月5日-6日 奥田所員、第18回ヒューム研究学会（於東京大学）に参加。
- 9月16日 奥田所員、名古屋哲学フォーラム（於南山大学）に参加。
- 9月18日 シーゲル所員、中野研究員、南山大学社会倫理研究所ワークショップ2007（於南山大学）にて提題者として報告。
- 9月20日-22日 山田所員、第8回ヨハネス・メスナー記念国際シンポジウム（ヴィーン郊外メードリング）に報告者として出席（報告は22日）。
- 9月22日 奥田所員、京都生命倫理研究会（於大谷大学）に参加。
- 9月24日 山田所員、IMABE-Institut（ヴィーン）を訪問し、事務局長 Enrique Prat 教授と面談。
- 10月6日 山田所員、第4回九州法理論研究会（於九州大学）に出席。
- 10月6日-7日 奥田所員、中部哲学学会年次大会（於福井大学）に参加。
- 10月9日 山田所員、第11回トマス主義自然法論研究会（於南山大学）を開催。
- 10月11日 第1回社倫研研究会。
- 10月12日-14日 奥田所員、日本倫理学会第58回大会（於新潟大学）に参加。
- 10月20日 第6回社倫懇話会。
- 10月26日-28日 中野研究員、日本国際政治学会研究大会（於福岡国際会議場）に参加。

- 10月27日 山田所員、日本経営倫理学会第15回研究発表大会（於慶応義塾大学）に出席。
- 10月28日 山田所員、第5回ドイツ応用倫理学会（於上智大学）に出席。
- 11月3日 シーゲル所員、「グリーン経済シンポジウム in あまがさき」（於聖トマス大学（尼崎））にて基調講演（「地球環境問題とグリーン経済」）。
- 11月3日-4日 奥田所員、関西倫理学会年次大会（於京都女子大学）に参加、研究発表。
- 11月10日 シーゲル所員、神言会聖書使徒職委員会 第7回の聖書講座にて講演（「宗教と平和」）。
- 11月10日-11日 山田所員、日本法哲学学会学術大会（於同志社大学）に出席。
- 11月10日-11日 奥田所員、第19回日本生命倫理学会年次大会（於大正大学）に参加。
- 11月11日 シーゲル所員、八事東・表山九条の会（於八事東コミュニティーセンター）にて講演（「外国の人人から見た、日本の憲法第9条」）。
- 11月30日 奥田所員、広告倫理研究会（於南山大学）を主催。
- 11月30日-12月1日 シーゲル所員、SVD ASPAC ZONE JPIC Meeting (Bali, Indonesia) にて講演。
- 12月4日 山田所員、第12回トマス主義自然法論研究会（於南山大学）を開催。
- 12月6日-7日 シーゲル所員、中野研究員、国際会議（Centre for Dialogue, La Trobe University）にて基調講演。
- 12月7日 山田所員、ハーバマス研究会（於南山大学）に出席。
- 12月26日-27日 奥田所員、京都生命倫理研究会（於京都女子大学）に参加。

2008年

- 1月10日 シーゲル所員、司教研修会（主催：カトリック司教協議会）にて講演（「洞爺湖サミットと日本の教会」）。
- 1月12日 奥田所員、名古屋哲学学会講演会（於南山大学）に参加。
- 1月14日 シーゲル所員、愛労連女性協議会新年の集いにて講演（「海外からみた憲法9条」）。
- 1月16日 シーゲル所員、本願寺国際センターゼミナール（於西本願寺国際部）にて講演（「キリスト教における対世俗の姿勢—カトリックの立場から」）。
- 1月17日 第7回社倫懇話会。
- 2月3日 シーゲル所員、ESD(持続可能な発展のための教育)促進ワークショップ・国際シンポジウム（於名古屋大学）にパネルディスカッションのパネリスト兼コメンテーターとして参加。
- 2月13日-17日 中野研究員、ワークショップ(Department of Japanese Studies, National University of Singapore) にて報告。
- 2月16日 シーゲル所員、「いまこそ憲法 連続憲法講座2007」にて講演（「海外の目から見た憲法九条」）。
- 2月20日 第1回社会倫理研究奨励賞選定委員会。
- 3月3日 山田所員、第13回トマス主義自然法論研究会（於南山大学）を開催。
- 3月3日-4月3日 中野研究員、米国、ニューヨークにて研究調査。
- 3月6日 奥田所員、広告倫理研究会（於南山大学）を主催。
- 3月8日 第8回社倫懇話会。
- 3月8日 シーゲル所員、九条の会・尾張旭にて講演（「世界から見た憲法九条」）。
- 3月17日 山田所員、第14回トマス主義自然法論研究会（於南山大学）を開催。
- 3月19日 第1回社会倫理研究奨励賞受賞記念式典及び祝賀会。

南山大学社会倫理研究所スタッフ

研究プロジェクト関連マップ2008

所長

丸山雅夫

第一種研究所員

奥田 太郎 人文学部人類文化学科・准教授 [倫理学、応用倫理学]

Michael Seigel 総合政策学部総合政策学科・教授 [カトリック社会倫理、和解学]

第二種研究所員

川崎 勝 経済学部経済学科・教授 [日本近代史、日本経済史]

坂下 浩司 人文学部人類文化学科・准教授 [西洋古代哲学史、応用倫理学 (工学倫理)]

澤木 勝茂 大学院ビジネス研究科・教授 [オペレーションズ・リサーチ、ファイナンス工学]

杉原 桂太 数理情報学部情報通信学科・講師 [科学技術社会論、科学哲学、技術者倫理]

鈴木 貴之 人文学部人類文化学科・講師 [心の哲学 (心理学の哲学、認知科学の哲学)]

丸山 雅夫 大学院法務研究科・教授 [刑事法]

宮川 佳三 外国語学部英米学科・教授 [アメリカ外交、日米関係論、国際関係論]

研究員

鈴木 真 前オハイオ州立大学講師 [倫理学、価値論、分析哲学史]

中野 涼子 南山大学・南山短期大学非常勤講師 [国際関係論、近代日本政治史]

非常勤研究員

伊勢田 哲治 京都大学大学院文学研究科・准教授 [科学哲学、倫理学]

梅澤 彩 椋山女学園大学現代マネジメント学部・講師 [民法、家族法]

川崎 哲 国際交流 NGO「ピースボート」共同代表 [核軍縮、東アジア安全保障]

小林 傳司 大阪大学コミュニケーションデザイン・センター・教授 [科学哲学、科学論、科学技術論]

瀬口 昌久 名古屋工業大学大学院社会工学専攻・教授 [古代哲学、技術者倫理]

戸田山 和久 名古屋大学大学院情報科学研究科・教授 [哲学、科学哲学、科学技術社会論]

松下 洋 京都女子大学現代社会学部・教授 [ラテンアメリカ政治]

山田 哲也 椋山女学園大学現代マネジメント学部・准教授 [国際法、国際関係論]

山田 秀 熊本大学法学部・教授 [法哲学、自然法論]

「公正と平和」研究プロジェクト

「生命倫理の諸問題」研究プロジェクト

「経済・経営・倫理」研究プロジェクト

「倫理学の可能性」研究プロジェクト

「保護する責任」研究プロジェクト

カトリック社会倫理研究プロジェクト

2008年4月1日現在

編集後記

『時報しゃりんけん』、めでたく創刊となりました。2007年は、ここ五年間の研究所新体制の総決算とも言える精力的な活動の年となり、本誌の誌面充実も果たせたかと思えます。また、新たに創設した「社会倫理研究奨励賞」の運営も何とか進めることができました。2008年から所長、事務職員、研究所員の顔ぶれが少し変わることもあり、2007年度をひとつの節目とみなすことができるのではないかと思います。今後とも、研究所活動をより活発で質の高いものとするため、皆さまのより一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今号では、スポーツ倫理の研究者である林芳紀氏にご寄稿いただき、オリンピックイヤーに合わせた文献紹介記事をお届けすることができました。また、今号で複数の記事を執筆している山田秀所員が、2008年4月より熊本大学法学部に移籍致しました。長年にわたる社会倫理研究所への貢献に感謝するとともに、新天地でのご活躍を祈念致します。また蛇足ながら、私 奥田は2008年4月より1年間英国に留学させていただくことになりました。このような状況ではありますが、研究活動そのものは歩みを止めず、第2回社会倫理研究奨励賞の運営、「保護する責任」研究プロジェクトの本格的展開、新たに開始される「環境とガバナンス」研究プロジェクトの準備、『社会と倫理』書評コーナーの充実等、さらなる進展を目指していくこととなります。何卒よろしくお願い致します。それではまた次号で。

奥田太郎

時報しゃりんけん

第1号

2008年4月1日 発行

編集兼発行人	南山大学社会倫理研究所 名古屋市昭和区山里町18 電話 (052) 832-3111 (代表) 代表者 丸山雅夫 E-mail: sharink@nanzan-u.ac.jp http://www.nanzan-u.ac.jp/ISE/	〒466-8673
印刷所	株式会社クイックス 名古屋市熱田区桜田町19-20 電話 (052) 871-9190 (代表)	〒456-0004

